

# 反障害通信

25. 2. 3

165号

## 民主主義論のとらえ直しと深化のために

162号で「兵庫県知事選挙におけるファシズムの蠢動」を書き、164号で追記を(2)として書きました。その中で、「民主主義」についてふれ、次号でと先送りしました。それがこの論攷です。

実は、わたしは戦後民主主義批判や議会制民主主義批判をしてきました。「民主主義は支配の一形態である」という定言も引用してきました。更に、廣松渉さんの「共同主観性論」の中で、いかに個人が自らの主張としていることが、「共同主観性」に絡め取られているのか、その中の一分枝となっているのかも、そして廣松役割理論的という協働連関態の役割分掌として行動していることも押さえてきました。そういう中で、吉本隆明さんの、そういうところからの「自立」という概念も出てくるのだと押さえています。また、生命倫理の議論のなかでの「自己決定は幻想である」とかいうことも引用してきました。

そういう中で、わたしが軸として展開している反差別論という立場で、改めて「民主主義」ということをとらえ直し深化を図ります。

### 決定からの排除は差別である、ですが・・・

「障害者運動」には、「自分達のことは自分達で決める」というスローガンがあります。これは「障害者」がその生活の選択をいかに親や周りのひとたちか決められてきたかの歴史があり、自己決定を奪われることを差別として押さえてきたこともあります。ですが一方で、「難病者」、「病者」たる「中途障害者」が自己決定の名の下に、自ら安楽死を選択していく現実もあります。わたしたちは、そこへ到り追い込まれていく（共同主観的）構造、そして社会にある「障害」を否定的にとらえる（共同主観的）構造を押さえる作業が必要なのです。実は、そのことは、「障害の社会モデル」的考え方（「障害とは社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」）が出ていて、更に「能力を個人がもつこととは考えない」（註1）という考え方が出て、それと呼応するかのようなコモンという考え方が出てきています。これは対話ということを突きだしつつ、コモンという概念から地方自治を考えて行く日本では杉並区政、世界的にはバルセルナ・コモンの実践の試行が始まっています。

### ファシズムの蠢動としての政治へ対抗する「対話」としての「民主主義」

昨年の兵庫県の百条委員会で齊藤県政の「突撃隊」的役割を担った、片山元副知事は、自ら「外からみた恐怖政治に見えるかもしれないが、自分達にとっては、必要な改革推進だった」とか「恣意的な人事という批判がでようが、トップの意思に従わない、合わない者を移動させるのは当然だ」という主旨の発言をしていました。「改革、改革」と言っているのですが、そもそも選挙戦で公約達成率 90%台と言っていたのですが、実は達成率・着手率（意味不明の合算）90%台ということで、達成率は 27%台というよくある大嘘、それ

はともかくそもそも「改革」をいう斉藤県政は何をしようとしていたのでしょうか？ 斉藤知事はそもそも大阪で維新政治の下で財政課長をやっている、維新推薦で兵庫県知事選に立候補し、当選したという経緯をもっています。維新政治はトップダウンの政治体制をまず創り出すことをやります。そして行政改革として福祉や文化的なことを切り捨ててきています。ただ、教育ということには熱心です。これは教育ということは単に福祉ということではなく、右派議員としてあちこちの党をわたり歩いた西村真悟議員が「教育は国家のために死ぬる国民をつくるためにある」と発言したことにも明らかのように、教育に熱心＝福祉に熱心ではないのです。(註2) 実際、コロナのときに大阪府はそれまでの構造改革で保健所の統廃合を行っていたので、人口比率で一番の死者を出しています。「改革」という言葉にまどわされないで、その中身をきちんととらえる必要があります。

### 国政におけるファシズムの蠢動としての勢力

わたしはファシズム論を試行錯誤しながらまとめてきました。「反障害通信」154号巻頭言「反ファシズムということ」でまとめています。<http://www.taica.info/adsnews-154.pdf>

では、具体的にファシズム的な政党について述べていきます。①維新については前項で述べました。これが今、自民党のアベ派と共に、国政で一番大きいファシズム的勢力です。この政党は、登場したとき原発事故の直後で、脱原発、地方自治、行政改革をかかげてポピュリズムの走りのように登場しました。今や原発は原発の推進、地方自治は真逆の大阪都構想を二度に亘って住民投票にかけ、それにこりずに「もうない」の前言を翻し（「うそつきはファシストの始まり」です）3度目の動きをみせています。構造改革は、「財政の健全化」を掲げて、福祉の切り捨ての中で一応実現しましたが、都構想や万博の赤字で真逆のことをやっています。その行政改革の負の側面が、前述したようにコロナの時の保健所の統廃合の影響で人口比率で一番の死者を出したということに現れています。単に住民の生活環境の悪化しかもたらしめていません。維新系の首長が次から次に問題を起こしています。②は国民民主党です。この党は連合を支持基盤にしているので、総体としてはかならずしもファシスト的ではないのですが、玉木代表は、憲法改正の急先鋒ですし、若者の票を求めて「高齢者に安楽死の選択肢」をと発言していました。すぐに取り消しましたが、そもそも旧統一教会やNHK党との接近などからして、ファシズム的な芽の筆頭的存在です。今、玉木代表は活動停止中のはずですが、あちこち動き回っています。このひとには反省という言葉はないようです。留守中にマスコミ対応をしている榛葉国民民主幹事長は、批判的な質問をするフリーの記者を出禁にしています(註3)。ジャーナリストの質問は民衆の意見を代弁して行っているのだから、それに答えない、ジャーナリストを選別するというのは、民主主義の否定・破壊だと思うのです。「出禁」とか言っているのはなおさらひどいのです。そもそも、民主主義の対話—徹底した議論と少数意見の尊重（その上で多数決による決定もありえる）という民主主義の前提を覆しているのです。民主主義の反対語のひとつはファシズムです。まさにファシズム的動向なのです。③は保守党です。これは安倍元首相亡き後、自民党の本流から自分達が支持していたアベ派が滑り落ちたところから、独自の党を形成した正真正銘の極右・ファシストです。今後の動きの中で、極右＝ファシスト勢力との合同・連携の動きを押さえておく必要があります。④は参政党です。この政党はポピュリズム的な右派政党で、福祉とかを突きだしているのです、ごまかされるひと

出てくるのですが、それは維新が脱原発や地方分権をかかげて登場してきたことと同じで、それらのことは国家主義や憲法改正との関係で、簡単に捨て去られること、何を軸にしているのかをとらえると、明らかに極右、ファシズム的な勢力です。⑤はN国党、この政党はそもそもシングルイシューで、NHKの受信料の不当性というところで、みんなが疑問に思っているところからポピュリズムに登場してきました。だから、それでそれなりの支持を得ていたのですが、党首討論会で言っていることが、どうも極右的であるとしてとらえられてきたのです。それが今日的にはっきりと露呈してきて、そのスローガンは「NHKをぶっ潰す」ですが、まさに「民主主義をぶっ潰す」という動きになっています。先にも書いたように、民主主義の反対語のひとつがファシズムという意味において、もつとも活動的なファシズム的な芽として指摘できます。

### インターネット上のファシズムの隆起

さて、そもそも日本における極右ファシズム勢力は、街宣右翼や、ヘイトデモという形で動いていたのですが、「ネトウヨ」と言われるようなところからも顕著になってきています。そして、ユーチューブで再生回数が増えるとお金をもらえとかで、嘘でも下世話な話題を広めようとする中で、そのような被害に遭ったひとの自死事件も起きています。今、N国党の立花党首が、兵庫知事選に出て、ポスターの虚偽記載やデマを話し、それを支持者達が切り取ってインターネット上に拡散しています。前述したように金儲けの手段にもなっています。そもそも立花候補自身が選挙で当選をめざさず金儲けするというようなところと話題性で次回参議院選挙の全国区の議席を獲得するということ所で動いていません。選挙で虚偽事項を記載したり喋ると法律違反になるので、まさかはっきり嘘と自覚してしゃべったり、ポスターなどにかかないだろうと、信じてしまうひとが出てきています。立花候補は論理的な思考をしようとしていないのでそれが何をもたらすかを理解していないか、ナチの突撃隊ばりに逮捕を覚悟してやっているのでしょうか？ そもそも最近のインターネットを使った選挙行動は、政策などほとんど語らず、印象操作で人気を得て、「押し」をつくるなどという扇情的なことをやっています。しかも、切り取り動画は論理的思考は皆無、扇情的な下世話な話ばかりです。そもそも、最近の本や新聞での長い文を読む習慣をもつひとが少なくなってきました。かつて右派の宣伝塔曾野綾子さんの連れ合いの三浦朱門というひとが、教員審議会で、「高等教育は国をリードする一部のエリートだけでよい」とか発言して物議を醸し出していましたが、まさに「考えない」で情報に流され・踊らされる状況が生み出されています。(註4)

今、インターネットの規制という話が出て来ていますが、言論の自由ということを考えれば、逆におそろしいことになります。右派は金をもらってやっているとかいう話もありますし、そもそも色んな運動や研究をやっているひとはそれ自身が忙しいので、論理的なことが通じないひとがほとんどなので「無視する」ところで、ブロックしたりしてすませたり、プラットフォームに通報したりしているのですが、プラットフォームはなかなか対応せず、間に合いません。わたしは反ファシズムというところで、自分の発信に書き込んでくるおかしい発言にきちんと対応することをしていく必要があると思っています。またNGOを作って、ネットパトロールをし、虚偽や扇情的書き込みをきちんと批判していく態勢を作っていく必要があると思っています。ゴースト・バスターやウィルスバスターならぬ

ファシスト・バスターです。

「民主主義」の中身を問い返しつつの「対話」としての反差別としての「民主主義」

イスラエルから日本にきて、自国のパレスチナ・アラブ攻撃を批判しているひとが、「戦争の反対は平和ではなく、対話だ」という話をしていました。このことは、いろんなことに援用できます。「ファシズムの反対語は対話」、「ファシズムの反対語は民主主義」、「ファシズムの反対語は反差別」、といろいろ拡張していけるのです。まさに、そのようなこととしての、民衆の幅広い運動を作っていく必要を感じています。

(註)

1 竹内章郎さんの論攷。わたしの読書メモを残しています。たわしの読書メモ・ブログ 108 / ・竹内章郎『いのちの平等論—現代の優生思想に抗して』岩波書店 2005、たわしの読書メモ・ブログ 688 / ・竹内章郎『いのちと平等をめぐる 13 章——優生思想の克服のために』生活思想社 2020

2 ヒットラーはヒットラーユーゲントを作ったように子どもを教育を大切にしましたのです。戦争をするにはそれを担う子ども→青年が必要になるのです。昔、右派政党を渡り歩き極右的な発言を繰り返した西村真悟議員が「教育の目的は、国家のために死ぬる国民を創り出すこと」といったことと連動しているのです。それに大阪の高校教育の無償化は、新自由主義の民営化路線の教育の民営化版で、統廃合による各校の自主的なとりくみを破壊していく意味も持っているのだと、押さえることが必要です。

3 これはたかが、キャスティングボードを握った位で有頂天になり上から目線な対応をしているのですが、そもそも自民党が野党に落ちて、第二次安倍政権で自民党が政権返り咲き、最初に言っていたことは、「野党を経験して謙虚な姿勢をもって対応していきたい」ということでした。すぐに翻して、強行採決を繰り返して、今どうなっているか、榊原国民民主幹事長は、「出禁を、謝罪したら考える」などと言っています。そもそも事実関係を取り違えていて、謝罪するのは自分なのです。議員は選挙人の信託を受けて議員になっているのですが、そしてジャーナリストも同じく民衆の意見を代弁して質問している、という民主主義の中身の対話の要なのに、そもそも民主主義ということを理解していないのです。わたしは平家物語の最初の文を想起します。最近「出禁」ということが広がっています。流行語大賞になりそうな雰囲気です。兵庫県の百条委員会の維新の増山議員は、「〇〇さんの質問には答えない」とか言っています。こんな議員は落選運動の対象になることだし、そもそも自分の政党の凋落に繋がることです。

4 大阪で維新が行政改革で援助金を切り捨てたというのが福祉や文化的なことだったのです。今、わたしの住んでいる市でも、図書館の統廃合で、反民主主義的、広報の周知徹底義務を無視して、対話のない行政を露呈しています。そもそも本を読むひとが少なくなっていることを見て、それで歳出削減になるとして、これまでの地域に密着した図書館の閉館・統廃合をしてきているのですが、本を文を読まなくなるひとが増えていることをどうとらえているのでしょうか？ きちんとした感性や論理性を身に付けず、貧困という中で考える余裕もなくしているのですが、闇バイトとかに手を出すと、インターネット上の虚偽情報におどらされる状況を生み出しています。 (み)

(「反差別原論」への断章) (95) としても)

## 読書メモ

白井さんの本3冊目。それに連載中の「廣松ノート（7）」の『存在と意味』の5回目です。

たわしの読書メモ・・ブログ 683

### ・白井聡『永続敗戦論—戦後日本の核心』講談社（講談社+α文庫）2016

白井聡さんの本3冊目。この本の中で、白井さんの論攷はかなり核心に迫っていて、かなり共鳴しつつ読んでいるのですが、白井さんは繰り返し「わたしはナショナリズムで論を展開しているわけではない」という主旨の話をしています。ですが、レーニンの民族自決権の論理で、まずは自己決定を為し得る、独立という主旨の展開があり、ナショナリズムに陥る危険性を有しています。レーニンの民族自決権は現実に機能していません。

さて、既に、「たわしの読書メモ・・ブログ 666／・白井聡『未完のレーニン <力>の思想を読む』講談社（講談社学術文庫）2021」を書きました。白井さんは、国家=幻想共同体論を押さえています。そこで、なおかつ「国体」論を展開しています。右左以前の議論として、自己決定を奪われている状況を押さえるという論理になっています。そもそも、自己決定論から押さえ直す作業が必要なのですが（註1）、自己決定が奪われている被差別者と支配されている国家を重ね合わせて、その状況をまずどうにかしないとけないという論理になっています。ですが、そもそも、自らの差別する側であったという歴史をスポイルしている歴史修正主義者からする国体論を徹底的に総括することが先で、そのことなしに国体論を出していくと国家主義に陥っていくこととなります。何が先かという議論自体も問題で、総体的に論じていく必要がありますが、先後を論じざるを得ないとしたら、国家主義の批判・止揚が先なのです。この本の進藤榮一さんの解説で、廣松さんの朝日新聞への寄稿「東亜の新体制」が取り上げられていますが、廣松さんが中国の擡頭を予期するような先見の明というようなことを感じつつも、それが批判されたのは、大東亜共栄圏を突き出した日本ナショナリズムの過去をその核心たる「国家主義・超国家主義」批判の観点を押さえていないという批判があり、それにわたしも同調しています（註2）。国家主義批判こそが、ファシズムの総括、戦争の反省ということで肝要なのだと思います。だから、国体論批判こそがキーになっています。国体論には、国家主義における加害者性が稀薄になっているか、欠落しているのではと思えるのです。白井さんの著書に白井聡『国体論 菊と星条旗』集英社（集英社新書）2018があります。そこでもう一度対話を試みます。

目次をあげておきます。

#### 目次

文庫版 はしがき

韓国語版への序文

『マンガでわかる永続敗戦論』はじめに

### 第一章 「戦後」の終わり

第一節 「私らは侮辱のなかに生きている」——ポスト三・一一の経験

第二節 「戦後」の終わり

### 第三節 永続敗戦

## 第二章 「戦後の終わり」を告げるもの——対外関係の諸問題

### 第一節 領土問題の本質

### 第二節 北朝鮮問題に見る永続敗戦

## 第三章 戦後の「国体」としての永続敗戦論

### 第一節 アメリカの影

### 第二節 何が勝利してきたのか

### エピローグ——三つの光景

あとがき

文庫版あとがき

注

解説 進藤榮一

備忘録的に切り抜きメモを書いておきます。

「旧態依然たる<無責任の体系> (丸山真男)」 32P

(原発事故のとき *SPEED I* の情報を隠蔽した気象庁の役人の発言への批判) 「ゆえにこれは、正確には御用学者の言葉ですらない。その主体性において屍と化した者の発言である。」 36P

(原発政策に反対しておとしめられた佐藤栄佐久元福島県知事の著作からの引用) 「しかし、責任者の顔が見えず、誰も責任を取らない日本社会の中で、お互いの顔を見合わせながら、レミングのように破局に向かって全力で走りきる決意でも固めたように思える。つい六〇年ほど前、大義も勝ち目もない戦争に突き進んでいったように、私が「日本病」と呼ぶゆえんだ。」 42P

「敗戦の帰結としての政治・経済・軍事的な意味での直接的な対米従属構造が永続される一方で、敗戦そのものを認識において巧みに隠蔽する (=それを否認する) という日本人の大部分の歴史認識・歴史的意識の構造が変化していない、という意味で敗戦は二重化された構造をなしつつ継続している。無論、この二側面は相互を補完する関係にある。敗戦は否認しているがゆえに、際限のない対米従属を続けなければならない、深い対米従属を続けているかぎり、敗戦を否認し続けることができる。かかる状況を私は、「永続敗戦」と呼ぶ。」 74P

「このように、国家の行動というレベルで日ソ両国の行ってきたことを振り返るならば、「どっちもロクでもない」としか論評の仕様がなない。一般的に言って、国家の振りかざす「正義」なるものが高々この程度のものであることは、何度でも肝に銘じられるべきである。問題は、自国の行動や主張に限っては無条件的な正義と一致しようと考える幼稚な心性を精算すること (それは日本に限られた課題ではないが) であるが、「敗戦の否認」が続けられている限り、この課題が達せられる見込みは決して立たないであろう。」 120P

(北朝鮮拉致問題に関して) 「問題は、そうした揺らぎを契機として。国民の個人的意思を超越した「国家の意思」が実際に出現してしまったことにある。」 147P

「首相の「拉致問題解決への意欲」と評されてきた姿勢の本質は、被害者の救済を目指す

ものではなく、この問題の政治利用にこそある。」154P

「アメリカを背中に乗せて走る馬になりたい」と考える人々が倒錯者でないとするれば、こうした自己盲目（ママ）化には当事者にとってより実際的な利点があることを指摘おこなねばならない。それは、永続敗戦の構造を維持できるということであり、この構造で成り立っている政官財学メディアの各界に張りめぐらされた利権の構造を維持でき、それに与ることができる、ということである。」176P……左翼的なひとの差別の問題の非対象化の継続、これも「永続」なののでしょうか？日本の永続敗戦を維持させてきたのは、批判勢力が差別の問題をきちんととらえ、切り込んでいく姿勢をもたなかったことにもあるのでは？

「かくして、絶対的平和主義を憲法上規定しながら、アジアでの戦争（朝鮮戦争およびベトナム戦争）を経済発展の好機として利用し、「非核三原則」を国是としながら、米国による核の傘の存在を自明的な前提としてきたというシニシズムは、いまその精算を迫られている。そのとき、結局は建前にすぎなかった「平和主義」や「不戦の誓い」と、本音での「好機としての戦争」や「核武装」とのどちらが優勢なものとなるのか、答えは自ずと明らかであるように思われる。／これまで左派やリベラルは、この欺瞞が解消を迫られるときに一体何が起こるのかという問いを避けてきた。なぜなら、それはあまりに危険な問いであるからだ、つまり、戦後日本社会の権力の中心を占めてきた勢力の本音がどこにあるのか明らかである以上、「平和」を至上価値とする価値観は日本社会に深く根づいたものとみなし、「パンドラの箱」を開いてしまわぬよう、その内示は不問に付されてきた。……」

195-6P

「かくして、「平和主義は戦後日本社会の中心的価値観として確固たるものになった」というフィクションは放置され、批判者の勢力は思考停止に陥ったのである。その間にも永続敗戦の構造は永久化され、いままさにその本質を裸のまま露呈させつつあるという事態に逢着している。」197-8P

「それでは、「貧しい国」が帰って来るときに、一体何が露わなかたちで姿を現すのか。それは、あの敗戦を経ても、それを否認することによって生き残ってきたもの、すなわち「国体」であるほかないだろう。われわれは、ポツダム宣言受諾に際して戦中の指導者層が譲らなかった条件が、「国体の護持」であったことをいま一度思い起こさねばならない。」

204-5P・・・「国体」とは「国家」の二重の物象化

「「国体」は、第二次世界大戦における敗戦を乗り越えた、言い換えれば、敗戦に勝利した。永続敗戦という代償を払って、だが、「敗戦に勝利する」とは、より具体的には何を意味するのであろうか。」210P・・・わたし的には「国家主義にとらわれつづけること」で、著者も結局はまっているのではないのでしょうか？

（片山杜秀著からの引用）「里見は、水戸学や「国体の本義」が声高らかに決して謳わず、吉田茂も決して触れようとしなかった国体の核心とでも言うべきものを赤裸々に抽出してみせた。端的に言えば機制を誣いるシステムとしての国体である。」213-4P

「そして（少年海軍兵にして戦艦武蔵の生き残りであった）渡辺の憤りは、天皇のみならず、戦時中皇国イデオロギーを絶叫し、敗戦を境に突然言うことを変えた（つまり変節した）、メディア機関、教育者、インテリ層、そしてアッケラカンと敗戦を受け止めている身辺の普通の村人たちにも向けられる。彼が見出したのは、そこには「感激に満たされるに

値する世界」などそもそも全く存在していなかった、という事実であった。」215-6P

「戦争責任」という概念には、いくつかの層がある。かつてカール・ヤスパースは、それを「刑法上の罪」「政治上の罪」「道徳上の罪」「形而上的な罪」という四つの相に分類した（『戦争の罪を問う』）。前者から後者になるにつれて、抽象度が高くなり、要求される倫理性の質が高度なものになる。この整理にあてはめてみれば、戦後日本で実行されたのは、「刑法上の罪」と「政治上の罪」をごく部分的に迫及することであったにすぎない。」243-4P

「……ゆえに、本書の議論の構えが国民国家の枠組みの限界を乗り越えるどころか強化しかねないという批判が出るとすれば、それ無効である。戦争責任のイロハを飛び越して、一挙に高度な次元における責任迫及へと進む議論が、いまこの国と社会が抱えている問題の適切な解決に資することができるとは、私には思われぬ。」244-5P

……段階論の陥穽、総体的にとらえないとそこから抜け出せない。現実的に国家主義に飲み込まれる。問題の核心は国家主義、これは「形而上的な罪」ととらえがちであるけれど、愛国心教育やマスコミの操作とからめて総体的にとらえ返し、批判していくことが肝要

（第三章注20）「その後、安倍政権の歴史修正主義への欲望は、二度にわたって抑圧を受けた。一度目は、二〇一五年八月に発表された「戦後七〇年談話」であるが、ここで安倍は村山談話の路線の継承を誓わざるを得なかった。二度目は、同年末の、従軍慰安婦問題に関する韓国政府との新たな合意である。……」277-8P

……意味不明の安倍談話（「謝罪」を口にししつべろを出してそれを無化するような内容）の意味不明性が米国からの圧力とそれへの抵抗としての結果であること

（註）

1 生命倫理の議論の中で、小松——市野川論争が起きています。小松美彦さんは「自己決定権という幻想」「自己決定権の畏」というところで論を展開しているのですが、小松さんの論には近代的個我の実体主義的「主体性」を批判した廣松共同主観性論があり、そのことを押さえていないところでの市野川容孝さんの提起は、旧態依然の人権論的「自己決定論」になっていて、議論が余りかみ合っていません。ただ、今日的には、運動的にミニユシパリズムというところから出てきた、バルセロナ・コモンズなどのせめぎ合いとしての自立・自治論も押さえた論争の深化が問われているのだとわたしは考えています。

2 わたしは「廣松主義者」と揶揄されたことがあるのですが、廣松〇〇論ということを押さえる作業をしていて、廣松さんの理論をわたしの反差別論の中に取り込む作業をしています。その中で、この白井さんとの対話に引きつけると、廣松さんは哲学的には、とりわけマッハ論などでレーニン哲学を批判しています。ですが、政治的にはレーニン主義的なのです。反差別というところでレーニン主義の批判が必要なのではないかと考えています。

たわしの読書メモ・ブログ 684 [廣松ノート (7)]

・廣松渉『存在と意味1—事的世界観の定礎』岩波書店 1982 (5)

## 第二篇 省察的世界の問題構制

### 第一章 外界と内界の截断と認識理論の図式

#### 第一節 外界と内界との截断

(この節の問題設定—長い標題)「日常的省察の場面においては、対象的外物に対して自己の身体は特異な地歩を占めており、この身体の内には「心」が宿っているものと思念されている。「心」は固有の「内面的世界」を形成し、これに対しては。皮膚的に劃された身体の外部に在る対象物のみならず、身体自身もまた「外的存在」とされ、茲において「外界」と「内界」とが二つの領界として区分される。「外界—内界」という構図での思念は「主観—客観」図式の淵源をなすものであるが、抑々(「そもそも」のルビ)「外界」ならびに「内界」なるものは、現相的世界に関する錯認的“解釈”にもとづいた存在規定にほかならない。——われわれとしては、「主観—客観」図式を内在的に克服し、この「図式」を前提として成立している旧来の認識論と論判するためにも、「外界」と「内界」との截断そのものの構制を爰で検討しておかねばならない。」203P

**第一段落——フェノメナルな現相界が総じて“内界”として解釈され、これの外部に“物理的”“実在界”が措定される思念の構制を押さえる 203-11P**

(この項の問題設定)「われわれは既に前篇第二章の論脈において、「身体的自我」の如実相を対自化しつつ、併せて「身体」が個体的な一存在として対象化され、その内部に「所知—能知」の構制が推及される経緯などについても一斑を見定めておいた。爰では既説の当該論点の復唱は省き、議論の焦点を、フェノメナルな現相界が総じて“内界”として解釈され、これの外部に“物理的”“実在界”が措定される思念の構制に向けることにしたいと念う。」203P

(対話①)「惟うに、対象の一個体の相で看ぜられる「身体」の内部に「心」という特異な存在を“内在”せしめる領界の構えが形成されるのは、基本的にみて、次の四つの脈絡においてであろう。／第一に——生体と死体との区別といった観察的場面に即した省察や、意志行為の場面での内発的起動者の覚識を機縁にしつつ——身体の内部に能知的能動的な或るエージェントが宿っているように思念されること。／第二に——いわゆる(イ)体内感覚、(ロ)感情・情動・意思、(ハ)記憶・想像・思考など、——身体の内部に、外的対象や単なる身体現象とはおよそ別種の、格別な所知的与件が内在されているように覚識されること。／第三に——これは間主体的＝間身体的な交渉の場面で対他・対自化されることであるが——身体的存在たる各人の内部に、各自固有の「内面的世界」が秘匿されているように覚識されること。／第四に——これは直接的に感知されることではなく、知覚をはじめとする認識事実を説明するために案出された想定なのだが——各人の内部に「心像」という内在的与件が存在するものと推論されること。」204P

(対話②)「いわゆる「心的存在」が措定されるのは、その機縁に徴するとき、強ち謂われなしとしない。右のうち、しかし、第一の論脈で思念される実体的靈魂ないし有意的エージェントとしての“内なるもの”は“外部的存在”に対して特異な一存在(身体内に宿る一存在)とされるにせよ、それ自身としては固有の“内なる世界”を形成するものとは必ずしも見做されない。それゆえ、この第一の論脈に立入ることは爰では割愛して(尚、われわれは次巻のしかるべき個所においてこの論件に主題的に関わることになるう)、第二以下の論脈を念頭におきながら批判的に討究することにした。」204P・・・靈魂なる宗教的觀念

(対話③)「われわれの結論から言えば、知覚的であれ情意的であれ表象的であれ、人々が“直接的な内的与件”“内面的世界”“内なる心像”として思念しているところのものは、原基

的には、フェノメナルな射映的現相(但し、これは“裸の質料”ではなくして形相的意味を既に“懐胎”している)にほかならない。では、フェノメナルな射映的現相が一体いかにして“内在的な直接的与件”“内在的な心像的与件”として改積されるのであるか？一言で答えれば、現相世界の二肢的二重性の構制を誤った仕方では解釈することによって当の改積が生ずるのである。尤も、この誤る解釈は日常的覚識にも深く根差しており、その成立する機制も多分に複雑である。」204-5P

(対話④)「議論の順序として、知覚、それも所謂外部的知覚の場合にまずは眼を向け、“知覚心像”なるものが裡に想定される機序からみていこう。けだし、これこそが「外界」と「内界」との截断の鍵をなすものであり、また、これに即した討究が後論にとって管轄高地をなすものと予期されるからである。」205P

(対話⑤)「偕、知覚的現相は、前篇第二章の論脈でも指摘しておいたように、各種感覚様相(「センサリー・モダリティーズ」のルビ)の協応に俟っており、単なる視覚的現相以上のものであることは言うまでもないが、さしあたり視知覚的な空間的秩序構造を呈し、いわゆるパースペクティブ(遠近法的配景)の構図で展げる。遠景は段々と先細りに小さく見えているが、しかし“見掛”と“実際”とはそのまま合致しはしないのであって、“実際には”しかじかの大きさであることが端的に覚識されている。遠方に“見掛上”蟻のように見えているのは“実際には”等身大の人物であること、“見掛”は先細りであるが“実際”は先細りではないこと、等々。(ここに謂う“見掛”相と“実際”相とは、われわれの見地から正しく規定すれば、フェノメナルな視覚的現相世界のパースペクティブな覚識態における「射映的現相与件」と「意味的对象所識」の両契機にほかならないのであるが、人々の思念においては早くも“仮現相”と“実際相”という意味付け的な解釈が施される)。」205P

(対話⑥)「視覚的現相風景界においては、また、直接的な射映相で平面的にしか見えないものが立体視されており、射映的な“見掛”はかくかくでも“実際には”しかじかの形の对象であることが直截に覚識されている。向こうに“見掛上”六角形の形状を呈しているのは“実際には”直方体の箱であること、“見掛”は平面的であっても“実際”は立体的であること、等々このたぐいのことが、一般には反省以前的に、覚知されている。」205-6P

(対話⑦)「ところで、“見掛”は「身体」との布置的關係に応じて合規則的に変易することが軀(「やが」のルビ)で対自化される。パースペクティブな構図のもとに立体視が既成化している現相的知覚世界にあっては、「この身体」がパースペクティブな膨縮の編制の輻湊点になっており、「この身体」の移動に伴って現相的知覚世界の射映的相貌が変様する。「この身体」が接近して行くと、対象の視覚的射映のみならず聴覚的・嗅覚的射映も段々と大きくなっていき、布置的射映相も合規則的に変貌する。そのさい、しかし、変様するのは“見掛”だけであって、対象の“所識的実相”そのものは「この身体」との距離や布置の關係にかかわりなく、恒同的に一定のままであると覚識される。(尤も、“実相的”所知対象自身の変易相にあることが覚知される場合もあるが、その場合にあっても、“実相的”対象の変易と“仮現的”射映の変易とは別々のオーダーをなしていることが覚識される)。」206P

(対話⑧)「ここにおいて、“実際相”での対象は“独立自存”するのにひきかえ、“見掛相”たる射映的知覚は「この身体」との布置的關係に応じて連動的に変化することが対自化される次第である。さらに言えば、身体の向きを変えると今まで見えていた視覚風景が消失

して新規の風景が現出するし、眼を閉じたり耳を覆ったりすると視覚的現相・聴覚的現相がそれぞれ消失するという具合に、「身体」における変位が知覚現相の生滅的な変化(有化・無化)をすら惹き起こすということが日常的に経験される。但し、知覚現相が消失したからといって所知対象自体も同時に消失したのだとは必ずしも思われない。身体的変位によって、生滅的な決定的変化を惹起されるのは射映的知覚現相だけであって、“実相的”所知対象そのものは、普遍・不動の相でそれ固有の空間的布置世界の中に存続している“独立自存”のものと覚識される。——」 206P

(対話⑨)「このような体験が媒介になって、恒同的な固定的「空間」中に配位されている“実相的所知対象”とパースペクティブな膨縮的構図に納まっている“射映的知覚現相”、これら二つの編制態がまずは区別・截断され、(前者すなわち“対象的实在”は視座的身体とは独立自存のものであるのにひきかえ)、後者すなわち<射映的知覚>は「身体」に依属的であると思念されるようになってくる。」 206-7P

(対話⑩)「射映的現相のこの「身体依属性」の覚識は——“内なる心像的与件”ひいては“心的世界”の内在性という想念の成立にとって必須の媒介環をなすものであるが、しかし——それ自身では直ちに射映的知覚現相の“身体内存在性”を思念せしめるものではない。現に、射映的知覚現相(“実相的对象”と区別された“見掛”)は、いかに身体依属的であることが覚識されるに至っているにせよ、依然として「身体」の外部に顕出している。では、知覚的射映現相が、単なる「身体依属性」という域をこえて、各自の身体に“内在的”であると思念されるに及び、いわゆる「内界」の想念が形成されるに至るのは如何にしてであるか? われわれの結論を予示して言えば、知覚的射映現相が“内なる与件”として改積されるに及ぶのは、知覚現相の「対自—対他」的な間主体的「帰属性」の場における省察を介してである。」 207P

(対話⑪)「われわれは前篇第二章の論脈内で、対象的知覚や感情などが知覚風景の内部において対他者的に「帰属」される事態とその構制を論じておいたが、人々は他人の表情や振舞や言表から他人が一定の知覚なり感情なりを感じていることまでは察知できても自分の側ではそれをただか表象的にしか泛かべることのできない場合を体験する。この場合には、身体的存在として他人そのものは知覚的風景(“実相”的世界と二重写しに了解されている知覚的对象世界)に登場しておりながら、彼に現前しているはずの一定の現相がこの知覚的風景界には現出しないわけである。一般論として、パースペクティブな知覚現相の身体布置依属性の故に、他者にとってのパースペクティブな射映的知覚現相は「この身体」視座からの知覚的風景には現出しない。」 207P

(小さなポイントの但し書き)「他者にとっての射映的知覚現相は「あの視座的身体」を“置き移して”みる第二種の帰属がおこなわれるかぎり、かつそのかぎりでのみ直截に覚識される。この機制によって、他者にとってしかじかの射映的現相が現前することが覚識される。がしかし、それは“身を置き移”した「あの身体視座」に即したものであって、それが「この身体視座」からの知覚的風景界にそのまま現出するわけではない。」 208P

(対話⑫)「この事態の説明が日常的意識にも即自的に課せられる。「他人そのものは知覚的風景に登場しておりながら、彼に現前している射映的現相がこの知覚的世界には現出しない」という事態を“説明”するナチュラルな一方法として、「それは『他人に現前している

現相』が当の他人の『内部』に収蔵されている所為(「せい」のルビ)だ」という“説明方式”がおのずと思ひ浮かぶ。知覚的風景世界に現出しているのは皮膚的界面までであり、問題の射映的現相は「身体」の内部に収蔵されているため(謂うなれば閉じた“箱”の内部に納まっているため)外部的な観察では現認できないという道理である。他人自身の記憶的・想像的な“表象”についても同断だとされる。こうして、他人にとっての知覚的現相ならびに表象的現相が、知覚的に現前する「あの身体」の内部に存在するものと了解されるに及ぶ。——この場面では、しかし、「あの身体」なる他者と「この身体」なる私とは同位・同権であるから、私にとっての知覚的現相や表象的現相もこれまた「私の身体」内部に存在するものとしなければ平仄(「ひょうそく」のルビ)が合わない。こうして、知覚的現相ならびに表象的現相は、すべて、その現前する各人の内部に収蔵とれているものと見做される次第となる。(そして、この見地からあの「身体依属性」という事実も把え返されるようになる。)」 208P

(対話⑬)「ところで、右の行文中においては「あの身体」および「この身体」なるものを恰かも自体的な実在であるかのように扱ったのであったが、考えてみれば、「あの身体」も「この身体」も私の知覚的現相風景の内部に“見掛”として現出しているのであるから、私にとっての知覚的現相たるにすぎず、従って、それら両「身体」は「私の身体」内部に収蔵されているはずである。嚮には、知覚風景に登場する「あの身体」「この身体」が現相の収蔵庫であるかのように誌したが、真の収蔵庫たる“身体”は知覚的現相としてのそれではなく、“実相的空間世界”に自存する“実在的”な身体でなければならない。今や、こうして、知覚的・表象的な現相が“実在的身体”の内部に収蔵されているという思念が形成されるに至る。」 208-9P

(対話⑭)「このようにして、知覚的現相ならびに表象的現相が(知覚的世界に登場する“見掛”的「身体」ではなくして)“実在的身体”の内部に収納されているという思念が形成されるに至ったとしても、しかし、“身体”への“内在化”それ自身では、まだ、当の“内在的存在”たる射映的現相が「心的な存在」と見做されるには及ばない。それは、さしあたり、外部的な観察では如実に覚知されないだけで、身体に内蔵されている一種の“物”的な存在とみなす余地を残している。とはいえ、もう一段省察が深まると、それは単なる身体内在的な“物”的存在とは端的に異質な別種の存在として了解されるようになる。——謂う所の“内在的”な知覚像表象像は、一口に“身体”の内部に在るといっても、その体内の場所はどこであるか？ それは、また、どのような在り方をしているのか？ 人は身体の内に関しても、腹痛・胸痛・頭痛など、対象的に知覚する。そこで、もし、これら体内の感性的知覚にあっても、(知覚風景内で身体の外部に現前する対象に関する感性的知覚の場合と同趣的に)現相的知覚像が対象的所知から離在しつつしかも身体内部に存在するのであれば、(この想定においては前篇第二章に謂う「視覚モデル」の構図が推及されているわけだが)、その場合には、体内感覚の知覚像の収蔵されている場所は、“内奥の一点”、すなわち、対象的に感受される身体内部のあらゆる諸点がそこに対しては“外”的であるような“内奥点”でなければならないことになる。そして、その内奥的が“内的与件”一般の収蔵個所だとするとき、知覚像や表象像は“点”という拵がり(延長性)のない局所に収蔵されているとせねばならず、座り具合はよくないが、しかし、ともかく、“内的与件”そ

れ自身は「非延長的」な存在だとみなされ、延長性をもつ物体的・身体的な存在とは端的に別種の存在だと考えられる所以となる。——尤も、右の立論には「視覚モデル」の不当適用があり、さなきだに飛躍があるので、視角を変えて検討することを要する。人は自身の体内をも感知するとはいえ、全部位を感得することはできず、謂わば感知不能の空隙的ゾーンを内に秘めている可能性もある。もしそうだとすれば、そのゾーン内に“内的与件”が収蔵されていれはよいことになり、“内的与件”が一定の「延長性」をそなえていることも許されうる。が、その場合にも、内的与件が特異な存在であることには変わりがない。というのは、こうである。人は、身体内部をたとえ剖見してみたところで、知覚像や表象像という内的与件がどこかしらに収納されているのを観察的に実見できるわけではないことを承知している。つまり、“内的与件”は本人自身には現存し現識されるにしても、他人たちにとっては、よしんば体内を剖見してみても観察的には現認できないことが了解されている。このさい、「観察的には現認できない」というのは、視たり聴いたり嗅いだり味わったり触ったり、要するに外部感覚的に知覚できないことの謂いである。“内的与件”は、他人によって観察できないだけでなく、たとえ本人であれ、他者的視座を扮技する流儀での“外部的観察”によっては現認できない。この点で、“内的与件”は物体的・身体的存在（これは“外部観察的”な仕方では自他偕（「とも」のルビ）に現認できる）とはおよそ別異なる存在で在ると認定される。」209-10P

(対話⑫)「こうして、“身体”に「内在」とするとみなされた知覚像や表象像という“内的与件”は、直截に非延長的・非空間的存在とされるにせよ、“他者”によっては身体空間内で「観察的に現認できない」だけとされるにせよ、物体的・身体的な存在とは端的に別種の存在だとみなされ、しかも、それは当人自身にしか直接的には現存しない特異な存在として、——但し、当人自身にとっては一定のパースペクティブな情景をなしつつ、所知的対象へと指向的・超出的に関わる“一世界”をなすものとして——「心的現象」「心的世界」と呼ばれるに及ぶ。そして、この心的世界が「内界」として、観察的に現認されるところの物的世界＝「外界」と二元的に截断・対置される次第となる。」210-1P

### 第二段落——早速に確説しておくべき論件 211-7P

(この項の問題設定)「われわれは、以上において「外界」と「内界」との截断の論理構制のうち、いわゆる外部的知覚現相の“内在化”の機制に拘わる部面を主として縦観してきた。しかし、「内界」の措定には、いわゆる内部感覚や感情・意思、記憶・想像など、直接「内に」覚識される現象に定位する論脈もあり、また、感官生理・心理学における推論に定位する論脈もありで、これらに関しては別途の討究を要する。だが、行論の順序としては、そのための前梯も兼ねて、ここで早速に確説しておくべき論件がある。」211P

(対話⑬)「「外界」と「内界」との存在規定上の判別的特質を、前者は「延長的」で後者は「非延長的」であるとするにせよ、前者は「外部的観察可能」で後者は「外部的観察不可能」であるとするにせよ、果たして両者を「外部的—内部的」「外界—内界」という空間的布置関係で規定することが正当に許されるのか、端的に言えば、いわゆる“物的外界”といわゆる“心的内界”とは果たして真に「外界」と「内界」であるのか、後者は果たして前者の「内」部に存在するのか？ われわれはこの件を問い返さざるを得ない。——ここでは、まず、仲介項となる「身体」の在り方に留目しつつ再検討の歩を進めることにしよ

う。」 211P

(対話②)「身体」が「外界」のうちに算入されるとしても、それは延長性とか外部的観察可能性とかからの単純な認定というにはとどまらない。そこには少々複雑な構成が介在している。——身体は外界の一部をなすものとして「内界」を収容していると了解されるにせよ。謂うところの「内界」すなわち「心的現象界」は、少なくとも知覚的風景界の場合「この身体」の外部まで広がっており、それはまた「あの身体」の外部まで展らけている。視角を変えて言い換えれば、謂う所の「心的世界」「内界」の内部に却って「あの身体」「この身体」が登場するのである。では、「あの身体」他者も「この身体」自分も、“私”の内なる単なる心的現象にすぎないのであるか？ 事態を溯って把え返してみよう。——われわれの出発点はフェノメナルな知覚風景であった。知覚風景は、その都度、単なる射映的現相群以上の或るものとして覚識されており、そこにあっては“見掛”と“実相”とが区別して意識される。そして、さしあたり“見掛”すなわち“射映的現相”が「身体」依属的であることが対自化されたのであった。このさいの「身体」というのは、さしづめ、知覚風景に登場する「あの身体」「この身体」にほかならなかった。そして“見掛”はいかに身体依属的であれ、あくまで「身体」の外部に現出するものだったのである。ところが、「あの身体」や「この身体」は、それらが知覚的射映現相であるかぎり、それらもまた“見掛”とされ、“見掛”である以上は“身体”の内部に収蔵されているものにすぎないということから、“収蔵庫”たる“身体”とは全く別々の存在であるかといえ、元来の含意では決してそうではないはずである。——知覚風景に登場する「あの身体」「この身体」は、さしあたり射映的現相＝“見掛”であるにせよ、それは単なる“見掛”“射映現相”より以上の或るもの＝“実相”的“身体”と緊合してはいたはずなのである。とはいえ、「あの身体」「この身体」は、それらが“見掛”“射映的現相”であるかぎり、私の“この身体”に内在している。尤も、それはあくまで“見掛”たるかぎりでの「身体」のことであって、“実相”的“所知対象”としての“身体”は“私”に内蔵されているわけではないと考えられる。“あの身体”については、それが“実相”的に自存する“實在”たるかぎり“私の”“この身体”に内在することなく、外部に存在するとして話が一応済む。だが、“この身体”については厄介である。もし、これまた“実相”的“實在”として収蔵庫たる“私の”“この身体”の外部に在るとすれば、収蔵庫たる私の“この身体”のほかに、もう一つの“實在”としての“この身体”がその外部に在ることになってしまう。そこで、「この身体」が実相的實在としてはそれであるところの“この身体”と、収蔵庫たる私の“この身体”とは、一箇同一のものと考えられる。そして、自他の共輓的同権性からして、「あの身体」もそれが単なる射映相以上のものであるかぎり、彼にとっての射映的知覚現相の収蔵庫として認証される。——こうして、「あの身体」「この身体」は、「心的世界」内に射映的に現出しつつも、それ以上の實在的身体でもあるとして“實在的身体”と二重写しに把え返される。が、射映的現相としてはあくまでも内なるもの、所知的対象としては外なる實在的空間内に在るものとして、“射映的現相身体”と“自存的實在身体”とが「内」と「外」とにとりあえず空間的に分離される。」 211・3P

(対話③)「ところで、しかし、自存的實在としての“あの身体”“この身体”の在り場所は何処であるのか？ 物の在り場所、すなわち、空間的位置というものは、詳しくは次篇第

一章第二節で論定するように、知覚的風景世界における事物の空間的な在り方はパースペクティブな構図によって劃されており、“見掛”上の延長性(“見掛”上の大きさや距離)は“実際相”とそのまは合致しない。が、しかし、事物の在り場所(位置)は“見えて”いるその場所にほかならないものと即自的に思念される。対象的事物であれ、「あの身体」「この身体」であれ、“実際相”“実在の対象”としての在り場所は“見えて”いる場所と異なるわけではない、というのが即自的な思念である。(このさい謂うところの“見える”は“触知される”に推及され、痛みなどの場合には“感知される”に推及されるのであって、それは場所的規定性を伴って感性的に覚知されることの謂いである。)」213P

(対話④)「所謂実相的身体としての“あの身体”“この身体”の在り場所は、知覚風景に即すれば、まさしく「あの身体」「この身体」の在り場所にほかならないのである。裏返して言えば、「対象的事物」「あの身体」「この身体」の射映像は“この身体”に内在しているにせよ、実在の対象としての“この身体”は知覚風景上の「この身体」が“実際相”でそこに在るとされる当の場所に厳存するのであって、“あの身体”や“あの事物”も知覚風景上の“あの”場所、つまり“この身体”の外部に実在するものと思念される。」213-4P

(対話⑤)「ここにおいて、“この身体”内在的であるとされる「心的世界」を起点にして言えば、“実相的実在”たる“この身体”“あの身体”“あの事物”はことごとく外部にあることになり、茲に“事物”のみならず“身体”をも含む“実相的実在界”が、単に延長的な一存在とか外部的観察可能な一存在とかいう理由からではなく、その“位置”規定に即して、「外界」に属するものと追認される。」214P

(対話⑥)「遡って惟うに、しかし、「心的世界」は“この身体”に「内在」するかぎり、“内奥の一点”に局在するという在り方をしているか、乃至は、“空隙的ゾーン”内に散在しつつも外部観察的にはその場所を認定できないという在り方をしているか、そのいずれかできなかった。「心的世界」「内界」なるものの在り方を外部から空間的に規定しようとするかぎり、先に確認しておいた通り、われわれはこのようにしか言いようがない。ところで、「内界」なるものが一点に収斂しているとすれば、それはおよそ“世界”(つまり、「心的世界」とか「内的世界」とか)とは言えない道理であろう。しかも、当の局所的な一点なるものが“身体”内部の何処に在るのか指定できない始末なのである。また、「内界」なるものが何処に在るか、観察的に現認することが原理上不可能であるとされるとき、その位置を云々することは許されない道理ではないか。(このさい「内界」「心的世界」の位置ということと、例えば、痛みが对象的に感じられる位置、胸・頭・腹・歯・手足、等とを混淆してはならない。後論参照。)」214P

(対話⑦)「そもその話、「外界—内界」ということが有意味に言われうるかぎり、両界が共通＝単一の空間内に所属するのでなければならない。しかるに、「延長的存在」と「非延長的存在」とが、乃至はまた、「観察可能的存在」と「観察不可能的存在」とが、共通＝単一の空間に所属するとは事の原理上言えないはずである。「心的世界」は物理的“身体”内部の、ひいては“実在的空間”内部のどこに在るとも言えない。「内界」は「外界」の属する空間内のどこに存在するとも規定できない。とすれば、「物的世界」と「心的世界」とを「外部—内部」「外界—内界」という空間的關係で規定することが果たして許されるのか？ それはナンセンスな規定ではないのか？ 慥かに、「外界—内界」という構制にはナンセン

スに通ずる空間概念の不当な適用が犯されている。」 214-5P

(対話⑧)「更めて省みるに、人々が外部的知覚の射映的現相を身体に内在化させ、心的世界なるものを措定するのは(後述)する「内感」「情意」「表象」の場合とは異なり、「外在—内在」の布置関係を直接に認知することの基づくものではない。それは、他者にとっての射映的現相が「この身体」視座からする知覚的風景世界に直接的には現出しないという事実を“説明”すべく導入された配備であった。さしあたり確定的なのは射映的現相が他者および自分の“身体”に内在するかどうかではなく、他者たちにとっての射映的現相が自分の視座からは知覚的に現認できないという厳事実までである。この事実を説明するために、“内在化”をおこなうべき必然的な謂われはない。しかるに、身体という“ブラック・ボックス”への“内在”という“説明方式”を取て採ろうとするところから、先に指摘したごとき空間概念の不当適用に陥るのである。」 215P

(対話⑨)「翻って、「内的世界」「心的世界」なるものは“心象風景”ともいうべき固有の空間的秩序をそなえている。しかも、この「内的世界の空間的秩序」の枠組は、先述の通り「外的世界」の空間的秩序に内属するものではない。それでは、いわゆる「内的世界」「心的世界」に固有の空間的秩序は何に由来するのであるか？ それはフェノメナルな射映的現相の呈するパースペクティブな構図に由来する。それも当然である。というのは、そもそも「内的世界」なるものは各人の視座にとって展らけるフェノメナルな現相的情景を改積して“内なるもの”と見做したものにほかならないからである。固有の空間的秩序をそなえた「心的世界」なるものは、嚮に指摘したところから闡(あきら)かな通り、“見掛”と“実相”との二肢的二重相にあるフェノメナルな風景に即して、謂うなれば“実相”をさしおいて“見掛”だけを“剥離”したものにほかならないのである。——“見掛”上の空間的秩序と“実相”上の空間秩序とは構図的には重ならない。このかぎりで、“見掛”上の空間秩序に由来する“内的世界”の空間的秩序は“固有”性をもつ。とはいえ、“見掛”上の空間と“実相”上の空間とは、先述の通り、位置的・場所的には二重写しにされるのが即自的な思念である。このかぎりで、「内的世界」と「外的世界」(いわゆる“実相的空間世界”)とは、位置的・場所的には、空間的に離在するわけではない。」 215-6P

(対話⑩)「われわれの見地からすれば、こうして、いわゆる「外界」といわゆる「内界」とは、フェノメナルな世界がその空間的構制に関して“実相”と“見掛”との二肢的二重性において覚識される事態(射映的現相与件がそれ以上の或る“実際相”で所識されるという事態——尤も、日常的思念では、実相的实在が射映的見掛相で与えられるという顛倒した構図で覚識される——)、ここにおける両契機を特有の仕方で改積したものにほかならないのであって、真実には、「外部—内部」という空間的布置関係にあるわけではないのである。いわゆる「外界」と「内界」とは、真実態においては、およそ空間的に離在する自閉的・自己完結的な世界を形成するものではない。」 216P

(小さなポイントの但し書き)「——前篇において縷説したところからして、更めて留意を求めまでもないとは考えるが、われわれは“実相的空間世界”と“射映的空間世界”との二元主義的な“二世界”論を採るべくもない。既成の日常的思念において「内界」および「外界」として改積的に見做されているものの原像たる“直接的”な「射映的現相与件」ならびに“実相的”な「意味の対象所識」は、あくまでフェノメナルな世界の構造的契機

であって、独立自存するものではない。両契機はいずれも他から“剥離”して“自存化”せしめられては無(「ニヒツ」のルビ)である。しかるに、人々はとかく両者をそれぞれ“もの”化して自存視する。そのため、一者を“身体”に秘匿・収蔵して“内在”相で表象し、他者を独立自存の“外在”相で思念する仕儀に陥る。われわれとしては、この間の事態を自覚的に把え返し、原理的な場面においては、「外界」と「内界」との二元的截断を厳しく卻けつつ、恒にフェノメナルな世界の二肢的如実相に定位しなければならない。」216-7P

### 第三段落——われわれが既に確説したテーゼが妥当することの追認 217-24P

(この項の問題設定)「われわれの立論は、以上の範囲では、(イ)内感、(ロ)情意、(ハ)表象などに定位して“直接的に”覚識される「内界」の思念を勘案していない。今やこの欠を埋めつつ、これを勘案してもなおかつ、われわれが既に確説したテーゼが妥当することを追認することにしよう。」217P

(対話①)「人々をして身体の“内なる与件”という格別なものが現に存在するかのように覚識せしめる現象が慥かに認められる。われわれはこの現象的事実そのものを否認する者ではない。だが、人々が「内に覚識する」「与件」を以って“心的存在”ひいては“内なる世界”という格別な存在だと改積的に措定することにわれわれは与(「く」のルビ)みしないのである。——尤も、“内なる直接的与件”なるものが存在するかのように“覚識”せしめる現象は幾つかのケースに岐れるので、それぞれに即しての検討を要する。」217P

(対話②—第一に)「第一に、いわゆる内部的感覚の場合である。人々は、頭部・胸部・腹部・足部など体内の特定部位に痛覚や存在感を感受する。このさいには、身体の内部に感性的与件が对象的に存在するように覚識される。——この場合、感知される“対象”が皮膚的界面の内部に定位されていることは確かであるが、しかし、それは、外部感覚たる視覚や聴覚の対象が皮膚的界面の外部に見出される発光体や音源態に定位されているのと同様な「“対象”の空間的・位置的な定位」であり、その位置が对象的空間内において皮膚より内側の個所を占めているということにすぎない。(いわゆる感覚が単なる質料的所与ではなく「所与—所識」成態であることは前篇で論究したところである。感覚が位置規定・位置値をもつのも「所与—所識」を俟ってである。)このさい、人がもし、いわゆる内部的・体性的感覚が皮膚的界面の内部に定位されているというフェノメナルな事実それ自体に即して“内なる与件”を云為するのであれば、それは認められてもよい。だが、単にそのかぎりでは、对象的与件をその見出される場所に応じて、体周半径何々メートルの外部と内部とに分類したり、腹の内部、口の内部という具合に分類整序したりするのと同趣的であり、「内なる心的与件」という格別な存在種や「内界」を措定せしめる所以とはなるまい。——ところが、視・聴・嗅覚といった外部的感覚の对象的与件は自分にとっても他人にとっても直截的に感知できる間主体的な与えられ方をしているように思えるのに対して、内部感覚は当人自身によって“内部から”しか感受できないという点で特異な存在であるように覚識される。或る種の論者たちは、この覚識に立脚して、格別な「内なる与件」の存在を立論する。論者たちは、体性感覚が身体の内部という場所に感受されるという事実そのことに拠るのではなく、外部感覚の对象的与件が謂わば“外側から”間主体的に開かれた相で感受されるのにひきかえ、内部感覚は当人自身によってさえ“外側から”は感知できず、もつぱら“内側から”しか感知されないということを論拠にして「内なる与件」を

云々するのである。いわゆる内部感覚がいわゆる外部感覚と様態を異にすることは確かである。だが、いわゆる内部感覚が“外側”から、つまり、視・聴・嗅・味・触覚の流儀で感受できないことは確かだとしても、それは果たして、語の正確な意味で“内側から”感受されるのであろうか？ “内側から”という言い方は、さしあたっては、視・聴・嗅・味・触覚の場合との様態の相違を指称するものにすぎず、文字通りの意味で“内側”からではないはずである。——しかるに、論者たちは、われわれが前篇第二章第一節で排却した「視覚モデル」の「所知—能知」図式を秘かに持込むかぎり、そのかぎりでのみ、“内的与件”を“内側から”“見る”という構図を立てている次第なのである。この誤てる構図の不当なる適用を卸けると、“内側から”という論者たちの主張は基盤が崩れる。——いわゆる内部感覚は、いわゆる外部感覚(視・聴・嗅・味・触覚)とは別の様態で感受されるということ、確かなのはここまでである。それはなるほど当人の体内という場所に感知されるが、この場所たるや対象的空間内での皮膚的界面の内部というだけであって、上述の通り、格別な意味での「内部」ではない。内部感覚は、また、当人の“視座”に定位された“射映”相で与えられており、他人の視座からは如実の射映相を知覚できないことも事実であるが(このさい“他人の視座”を扮技しての自己観察、つまり、自己の感覚を“外から”“眺める”という仕方によっては、如実の“射映相”を自分でも知覚できないことを含める)、これは何も内部感覚に限ったことではなく、本質的な構造においてはいわゆる外部知覚の場合も同断である。(射映的現相の身体布置依属性について上述したところを想起されたい。)——こうして、いわゆる内部感覚・体性感覚は、いわゆる外部感覚の場合と感覚様態を異にする面があることは確かだとしても、格別な「内なる(心的)与件」の存在を論拠づけうるものではないのである。」 217-9P

(対話③—第二に)「第二に、いわゆる感情や情緒、さらには情動や意志など、これらの「内に感じられる」現象が「内なる与件」ひいては「内面的世界」の存在という思念を使喚する。——情意的ものが「内に感じられる」という場所的な規定性に関するかぎり、「内部感覚」について既述したところと同趣である。また、情意的なものが当人の“視座”に定位した“射映”相で現前し、他人の視座からはその如実の相を知覚できないという点についても、これは外部知覚や内部知覚とも同断であって、特筆すべき事柄ではない。ところで、情意的なものは、一方では「内に感じられ」つつ、他方では「外的」な対象と指向的關係づけられるという構制を明確に現示する場合があります、内部感覚のように身体の“内部で閉じ”てはいないという点に特質が認められる。しかも、情意が指向的關係づけられる「外なる対象」というのは、必ずしも外部知覚野に現前するものとは限らず、「内なる情意的所与—内なる指向的对象」が固有の“情意的世界”を形成するように覚識される。そこで、或る種の論者たちは、この“情意的世界”(それは身体の皮膚的界面の内部では閉じておらず、“外部”にまで拮がってはいるのだが、その“外部”が知覚的に現認される事物的な“実在的”外界とは別であるという特異な“世界”を形成している)を以って、格別な「内面的世界」と呼ぶ。だが、“情意的世界”が特別に「内的」な一世界と見做さるべき必然的な謂われが果たしてあるであらうか？ なるほど、情意的なものが「内に」(すなわち、皮膚的界面の内部に)感得されるという事情が一方にあり、また、それが超出的・指向的に関わる領界が知覚的に現前する事物的な“実在的”外界とは別であるという事物が他方にあるか

ぎりで、“情意的世界”が“内面的世界”と呼ばれることには全く謂われがないわけではない。がしかし、それはさしあたり、“情意的世界”が「内部的感覚」とも「外部的感覚」とも別の状相で現前することを示すものであって、文字通りの意味で「内に在る」一世界の存在を主張せしめるものではないはずである。“情意的世界”は、いわゆる「外界」に対する「内界」を成すものではなく、フェノメナルな世界の一位層、知覚世界とは別の一位層たるにすぎない。」219-20P

(対話④—第三に)「第三に、いわゆる記憶や想像、さらには夢想や思考など、“内省的”に泛かんだり“創発的”に泛かんだりして、外部的知覚世界とは独立な“一世界”を形成するように覚識される現象があり、これが「内なる世界」という想念を機縁づける。——感性的知覚や感性的情意と区別して「表象」とか「観念」とか呼ばれるものが「内に泛かぶ」ように覚識されることは確かである。いわゆる「表象」「観念」は、外部的知覚を“閉ざし”、また、内なる感覚や感情や意志を“無化し”ている場合にも、現識され、しかも、それは「外部的世界」と指向的に関わっていることが覚識される。謂う所の「外部的世界」は、知覚的に現前化されうる“実在的”外界の場合もあれば、知覚的には現前しうべくもないこと了解を伴う固有の“仮想的”外界の場合もある。まず、表象が“仮想的”な“外界”と指向的に関係づけられて特有の“一世界”を形成している場合について謂えば、これは“情意的世界”について上述したところが *mutatis mutandis* (必要な変更を加えて) 妥当するであろう。それゆえ、この場合、“表象的世界”が格別に「内なる」世界を形成するわけではないということの詳しい論定は割愛しても差支えあるまい。ところで、表象が知覚的に現前化されうる“実在的”外界と指向的に関わる場合については、茲で多少とも論及を要する。この場合には、表象とはいっても指向的な所識対象は知覚と共通であり、相違はもっぱら現相的与件が「表象」であるか「知覚」であるかに懸るように思われる。この相違の成立する基盤として、「表象的与件」と「知覚的与件」という二種のものが存在するのではないか？ 人は、ここにおいて、「表象的心像」と「知覚的心像」なる二種の「内的与件」を想定し、それぞれが「外的対象」と指向的に関係づけられるという構制で表象と知覚との区別性を説こうとする。われわれの見地では、しかし、上述した通り、謂う所の「外部知覚」における「知覚心像」なるものはフェノメナルな射映的知覚現相を改積して、“内在化”したものにほかならず、そのような知覚「心像」とかいう格別な与件が「内部」(身心の内部)に実在するわけではない。では、「表象的心像」なる「内的与件」については如何？ これについても「知覚的心像」とパラレルに、フェノメナルな射映的表象現相を改積して“内在化”したものにすぎないと主張するのであるか？ もしそうであれば、フェノメナルな知覚現相とフェノメナルな表象現相との区別性が奈辺に存するのか？ われわれは嚮に前篇の論脈中で、知覚と表象との弁別は原基的な直覚であること(勿論、錯誤に陥っていたとして事後的に是正される場合もあるが、その都度の意識態においては直証的に区別されていること)、知覚と表象との区別性は、質料的与件そのものの相違にあるわけでも志向的な意識作用とやらの相違にあるわけでもないこと、このことを論定しておいた。知覚と表象とは、指向的所識対象が一箇同一である場合でも、夫々の秩序態の総体として相違するのであり、そのことに俟って直覚的に弁別・覚識されるのである。(秩序態から切り離して個々の知覚と表象とを比較しようとしても判別がつかないが、——ここでの速断的な言

いは後論において是正する予定である——それは秩序態に即しての区別という弁別の機制からして当然であると言えよう。)知覚と表象という両つの秩序態の相違性が奈辺に存するかについては、しかし、空間的・時間的秩序に関して主題的に論考する次篇での論脈に譲ることにして、ここでは暫定的な断言に止めることを当面許されたいと念う。——われわれの見地では、いわゆる「表象的心像」なるものは「心」とやらの「内部」に在る特別な「像」ではなく、フェノメナルな射映的現相の一斑にすぎない。だが、と人は反問して言うかもしれない。いわゆる外部的知覚におけるフェノメナルな射映的現相は(“説明”的には「内的」与件とされることがあるにせよ)直接的な現相的覚識においては確かに「身体」の外部に現識される。これを「内的な与件」と言い做すのはなるほど屈折せる“説明”的技巧であると認めうる。しかしながら、いわゆる表象の場合は、それが「内に泛かぶ」のが現相的事実であり、表象的与件の内在性ということは説明的技巧ではなくして直覚的な認証である云々。ここには検討に値しうべき論件が現にある。記憶的であれ、想像的であれ、表象が「瞼の裏に泛かぶ」場合が慥かにあるように思われる。だが、表象は果たして常に「身体の内」に泛かぶであろうか？ 歯の痛み、胸の痛み、腹の痛みを回想したり想像したりする場合には、痛みの表象は歯・胸・腹という体内の部位に定位されているかもしれない。が、眼前の蛇口から水の出る状景を想像したり回想したりする場合、或いはまた、眼前の鐘が鳴っている状景を想像したり回想したり為る場合、視覚的表象や聴覚的表象は蛇口や鐘という体外の場所に定位されている。表象の位置が明確に定位されているさいには、その場所は体内のこともあれば体外のこともある。決して身体の「内」に定位されているとは限らないのである。ところで、一般には、表象は知覚空間内の特定個所に明確な形では定位されていない。庭先に友人の弟(おもかげ)が泛かぶとか、昨日体験した状景が漠然と眼前のあたりに泛かぶとか、知覚的空間を背景としつつも、謂わば背面から浮き出たかの様子で、表象が漠然と「瞼に泛かぶ」場合も、瞼の裏という場所に明確に定位されているわけではなく、瞼のあたりの宙に漠然と泛かぶというのが実態である。こうして、表象は、知覚空間内の特定個所に個々の契機が定位される場合もありうるとはいえ、概しては、知覚空間の特定の場所に定位されることなく、固有の表象的空間秩序態を形成しつつ、謂わば宙に浮いた相で現前するのが普通であって、断じて、一部論者たちが思念するように「内に定位された在り方で覚識されるのが現相的事実」というわけではない。従って、内に泛かぶ(こともある)ということを論拠にして表象的世界を「内なる世界」として定位することは論理構制上も妥当しない。表象的世界は、なるほど知覚的世界とは様態を異にはするが、あくまでフェノメナルな世界の一位層である。」 220-3P

(対話⑤—第四に)「第四に、これは直接的覚識というよりもむしろ推論に関わるむきが強いものであるが、知覚にさいして眼や耳から入来して受容された或るものが「内的与件」をなすように思念される事態がある。——この思念の場合、なるほど眼や耳や鼻や舌や肌から何ものかが入来するかのよう感じられることまでは確かでも、「内なる与件」の存在が直接的に感受されるわけではない。「内なる与件」の現存在という立論は、知覚的射映の身体依属性をはじめ、一連の知覚的事実を“説明”するための可能的一配備たるにすぎない。論者たちが、「外部から入来して受容されたもの」を以って一種の物的存在(エイドロンとかエネルギーとか)と考えるとすれば、それは皮膚的界面の内部に存在するとはいえ、身体外

部の存在と本質的に異なるものではなく、殊更に「内なる(外物とは別種の心的な)与件」と呼ばれるには値しないであろう。それは皮膚的界面の内部に在る物的な一対象ないし身体的一状態という埒に止まる。——ところが、或る種の論者たちは、かかる“身体内部的な物的存在”という域を超えて、「知覚心像」「感覚映像」という格別な心理的・精神的な存在を想定し、それが「内なる直接的与件」をなすと主張する。これは根強い既成観念というより知覚を“説明”する一つの理論である。だが、「知覚心像」等と称されるものは、論者たち自身にあってさえ所詮は“説明仮説”以上のものではない。(ここでは立入らぬが、知覚という現象を説明するためには、この仮説は決して必須ではない。)われわれに言わせれば、それはフェノメナルな射映的現相を改釈して“内在化”したものにほかならず、そのような知覚「心像」とかいう格別な与件が「内部」(身心の内部)に実在するわけではないこと、この件については既に詳説したところであるから、茲で復唱するには及ばないであろう。」223-4P

#### 第四段落——この節のまとめ 224-5P

(対話①)「以上みてきたように、「内なる与件」ひいては「内界」なるものの存在を思念せしめる機縁が幾筋かあることは確かであり、これにも使喚されて、間主体的＝間身体的な場面に見られる或る事態を“説明”“了解”すべく「内界」なるものを各自に内属せしめようとする傾動がはたらく。——間主体的な場面で逢着する或る事態というのは、再唱するまでもなく、他人に現前しているはずの射映的現相が自分の知覚野には現出しないこと、亦逆に、自分に現前している射映的現相が他人にとっては現前していないことが覚識される、という事態の謂いである。——この間の事情は諒とすることができるし、われわれ自身、そのことを積極的に銘記する。」224P

(対話②)「しかしながら、真実態においては、「物的世界」と「心的世界」とが二元的に存在するわけではない。「外界」「内界」という二元化、ひいては両界の截断は、フェノメナルな世界の構造的二契機たる「意味的所識」と「現相的与件」とを“もの”化して自存視する錯認(精確に言えば、両つの位階における所与的所識態を“もの”化する錯認)に淵源するものであり、降っては、知覚的世界を「外的世界」と二重写しにしつつ、それとは様態を異にする表象的世界や情意的世界(というフェノメナルな世界の位層)を「内的世界」として改釈・対置することにも由る。」224P

(対話③)「「外界」と「内界」との二元化的截断、「物」と「心」との二元的截断、これはフェノメナルな原事態に関する錯認的改釈にもとづくものであるとはいえ、慥かに根強い既成観念をなしており、これに定位した「認識的世界」観が旧来における認識理論の枠組を決している。認識世界に関する旧来了解と内在的に対質しつつ、真実態を顕揚するためには、われわれ自身、今暫く、既成観念的枠組みの内在的検討を進めておかねばならない。」

224-5P

#### 第二節 <三項図式>の形成

(この節の問題設定—長い標題)「物的外界」と「心的内界」との二元化的截断は、その域に止まることなく、臆(やが)ては謂う所の「心的内界」を「内容」と「作用」との二因子から成るものとして把握せしめるに至る。ここにおいて、「意識対象—意識内容—意識作用」という三項図式が形成される。——「意識対象」とはさしあたり所謂「物的外界」の「内

的与件」たる意識内容を所知・所動とする能知・能動の謂いである。——この三項図式は、「外界」と「内界」との二元化的截断という錯認に加えて、フェノメナルな世界という能知的所知＝所知的能知の渾然一体的統一態における所知的契機と能知的契機とを存在的（「オンティッシ」のルビ）に截断する謬見に基づくものにほかならないが、これは所謂「主観—客観」図式とも相即するものであり、既成の「認識的世界」観の構図を劃しているものである。」225P・・・やと三項図式に。重要。

**第一段落——「意識対象」と「意識内容」との分離的相関の部面に止目し、そこにおける問題論的構制の剔抉 225--30P**

（この項の問題設定）「われわれは、まず、「意識対象」（さしあたり「物的实在」）と「意識内容」（いわゆる「内的与件」「心像」）との分離的相関の部面に止目し、そこにおける問題論的構制を剔抉しておこう。——尚、**前節**において「物的外界」と「心的内界」との截断を主題としつつも、物的世界そのものには敢えて立入らなかった所以でもあるが、われわれは**次篇**において事物的世界を主題的に討究する予定である。本節においても、それゆえ、いわゆる「物的外界」については「意識対象」という存在規定の埒内で配視するにとどめる。」225P

（対話①）「**前節**の行文では知覚に関する省察と表象に関する省察とを分ける形をとったため、「外界」と「内界」との截断が知覚的世界風景の内部における“実相”と“見掛”との区別から起始するかのような扱いを事としたのであったが、「事物的外界」と「心象的内界」とが区別される端緒はむしろ「知覚現相」と「表象現相」との対比的区別に存するかと思う。——人々はいわゆる知覚といわゆる表象とを直覚的に弁別し、フェノメナルに現前しているのが知覚的状況であるか、それとも、記憶のないし想像的な状況であるか、その都度弁別的に覚識する。尤も、反省的意識においては、前に知覚と思っていたものが実は記憶像ないし想像像にすぎなかったものと把え返される場合も生じうる。が、その都度の意識態においては、知覚であるか表象であるか、端的に判別した相で意識される。知覚は、実相と見掛との区別的覚識を孕みうるにせよ、知覚的に現認される身体の外部にまで拡がっている安定的な分節相で現前し、“臨場的現実感”を伴っている。それにひきかえ、記憶的回想や想像的思料などの表象は、知覚的情景ほど明晰・判明・安定的でないのが普通であり、“対象的現実感”にも乏しく、あまつさえ、謂う所の“内に泛かぶ”相で現出する。——「外に展らけて現存する知覚」と「内に泛かんで仮現する表象」という対比的区別の思念がここにおいてまずは即自的に成立する。」226P

（対話②）「「外に展らける知覚」と「内に泛かぶ表象」とが、こうして、とりあえず区別的に対比されるとしても、両者は決して全く無縁というわけではない。両者は秩序態の総体としてみればおよそ異貌であるにせよ、個々の知覚形象と表象形象とを比較してみれば、多少の変形（「デフォルメ」のルビ）こそ蒙っておれ、表象は知覚を模像的に再現したのになっていることが“判る”。知覚と表象とは原像（「オリジナル」のルビ）と模像（「コピー」のルビ）との関係に“ある”ことが覚識される。ここにおいて、さしあたり、「外なる知覚形象」と「内なる表象形象」とが「原像—模像」の関係にあるものと“了解”される次第である。——「原像」たる知覚形象は“実相”と“見掛”との両契機を孕んでいるが、「模像」たる表象形象は、とりあえずのところ、当の“実相”と“見掛”との両契機を孕んだ相で

の模像的再現であり、そのかぎり、知覚的に現前する“実相”界の模像と見做されうる。より正確に言えば、フェノメナルな知覚現相は「射映的現相与件」と「実相的意味所識」との二肢的二重性において前者が単なるそれ以上の後者として覚識されており、ここに構造的相同性が存立しているのであるが、この構造的相同性において、知覚と表象との「射映的現相与件」（“見掛”）という契機どうし、および、「実相的意味所識」（対象的な“実相”）という契機どうしが、それぞれ「原像—模像」関係で対応しているものとひとまず思念されるのである。」 226-7P

(対話③) 「ところで、しかし、われわれが前節において追認したごとき経緯に負うて、知覚における「射映的現相」（“見掛”）の契機は「身体」に依属するばかりか“身体”に内在するものとされ、果ては「心」に内に在る「心的存在」（知覚心像）とされるに及ぶ。そして、「射映的現相」たるかぎり、表象現相もまた、今では「内に泛かぶ」という覚識次元とは別の特有な意味において“内在化”され、「心」の内に在る「心的存在」（表象心像）とされるに至る。ここにおいて、知覚的射映現相(知覚心像)と表象的射映現相(表象心像)とが共に「内なるもの」「心的存在」として今や類同視されることになる。「知覚心像」と「表象心像」という“内なるもの”（“心的存在”）どうしが依然として「原像—模像」関係にあるとされることは妨げないが、しかし、今や知覚と表象との間には「外なる原像—内なる模像」という嘗つての関係は認められない。今では「外なるもの—内なるもの」の関係は、知覚と表象の間ではなく、「実相的所知対象」という“外的存在”と「射映的現相与件」という“内的存在”との間に移行する。だが、謂う所の「実相」（実相的所識）と「見掛」（射映的現相）とは、構図的に相似ではない。そこには、普通の意味での「原像—模像」関係は認められない。そこに認められるのは、たかだか、一定の(数学的「写像理論」に謂う意味での)写像的対応性にすぎない。人々は、しかし、とりあえずこの“写像的対応性”に留目して、「実相的対象」と「射映的心像」とのあいだに「原物—写像」の関係があるものと見做す。——翻って考えるに、知覚と表象とが「原像—模像」的に対応していると思念されていた折には、知覚と表象の「射映的現相」どうし、および、「実相的所知」どうしが、それぞれ模写関係にあるものと思念されていたが、果たして知覚的実相所知と表象的実相所知とは別々の対象なのであろうか？ それは、実際には、一箇同一の実相的対象ではないのか。茲で、知覚における実相的所知と表象における実相的所知とは、別々の存在ではなく、一箇同一のものであると了解するとき、単一の「原物」が知覚心像と表象心像という二種の「写像」されることになる。——「知覚心像」と「表象心像」とは別種であるにせよ、「像」としては相似的・合同的であり、「原物」に対する写像的対応の様式は同一(写像的心像形成の具体的な方式は別途でも、写像的対応関係の様式としては同一)である、と了解される。そのうえ、知覚心像と表象心像は共に「内なる存在」「心的存在」「心像」という点で同類である。このかぎり、原物—写像」関係を一般的に論考する場面では、「知覚心像」と「表象心像」とを一括して扱うことができる。こうして、今や(知覚と表象とを「外なる原像—内なる模像」関係にあるとみなしていた素朴な思念に代えて)、知覚心像と表象心像とが「写像的心像」として一括され、それが「外なる原物」と対向的關係に置かれる段となる。ここに謂う「外なる原物」と「内なる心像」との關係が、「意識対象」と「意識内容」との關係にほかならない。」 227-8P

(対話④)「「外なる物的存在たる実相的対象」と「内なる心的存在たる射映的心像」とが「原物—写像」関係にあると謂うが、「意識対象」と「意識内容」とのこの“写像”関係の内実はいかなるものであるか？ われわれの見地から言えば、「原物」＝「意識対象」として人々が思念しているところのものは、フェノメナルな現相世界において“見掛”と区別して“実相”と意識されている対象的「所識」を“もの”化して自存視したものであり、「写像」＝「意識内容」として人々が思念しているところのものは、フェノメナルな現相世界において“実相”と区別して“見掛”として意識されている射映的「所与」を“もの”化して自存視したものであり、「写像」関係として人々が思念しているところのものは、両契機の「等値化的統一」を自存的な“もの”と“もの”との一関係として錯認したものにほかならない。真実態においては「射映的現相」が単なるそれ以上・以外の「意味的所識」として意識されるのであるが、人々はこれを錯認し、あまつさえ“顛倒”した配位で看じ“外的実相”が“内的心像”のかたちで与えられる(映現する)ものと思念する。そして、意識対象たる“外的実相”と意識内容たる“内的心像”とを比較してみると、両者のあいだに「原物—写像」の関係があるものと人々は思念するのである。謂う所の“写像”関係は、われわれの見地からすれば、かかる錯認的思念を内実とする。」 228-9P

(対話⑤)「茲では、しかし、敢て伝統的な思念の線に沿って一步だけ議論を進めておこう。「意識対象」と「意識内容」とは「原物—写像」の関係にあるとみなされたとしても、“写像”的対応の在り方は一様とは限らない。「意識内容」のうち、或る種のもは「意識対象」の側と相同的に対応するが、或る種のもは相同的には対応しない、とい考え方が登場しうる。事実、或る論者たちはこの考え方を採り、「第一性質」(primary qualities)なるものと「第二性質」(secondary qualities)なるものとを区別する。」 229P

(小さなポイントの但し書き)「空間的な大きさや形、それに不可入性、数などは対象的実在と相同的な対応性をもつものとされ、「第一性質」と呼ばれるが、色・音・味・温・冷・圧・通などは、「物的存在」「意識対象」の側に機縁的な“写像”的対象を一応もつにせよ、物的実在との相同的な対応性をもたず、そのままの相ではもっぱら「心的存在」「意識内容」としてのみ存在するものとされ「第二性質」と呼ばれる。」 229P

(対話⑥)「第一性質と第二性質とのこの区別は「意識対象」なるものの既定的限定と相即する。日常的な常識では、色や音などについても“実相”と“仮相”とを区別しつつ、実相としての色や音が存在するものと素朴に信憑している。例えば、現状ではくすんだ色にしか見えていないが実際にはしかじかの鮮やかな色であるとか、かすかにしか聞こえていないが実際にはしかじかの大きな音であるとか……。ところが、第二性質たる色や音は単なる「意識内容」であって、「意識対象」の実相には色や音は属していないものと論者たちは認定する。論者たちには、「意識対象」たる物的存在には色・音・味……は属しておらず、物的存在それ自身はもっぱら第一性質しか有たないものとして規定し返されているのである。(これをわれわれの見地から言えば、「射映的所与」がそれ以上・以外の或るものとして覚知される当の「或るもの」(対象的所識)のうち一部だけが物的に実在的とされることを意味する。)——では、諸多の規定性のうちどれとどれとが「意識対象」と「意識内容」とのあいだで相同的に対応しており、どれとどれとが相同的には対応していないということの判別は、いかなる手続によって遂行されるのか？ 原理的・究極的には、一方の「原

物」と他方の「写像」とを、すなわち、物的存在たる「意識対象」と心的存在たる「意識内容」とを、比較校合してみることによってのはすである。だが、果たして、そのような比較が直接的に可能であるか？ 直接的には不可能だとすれば、いかなる間接的比較が権利づけられうるか？ これは認識上の大問題であり、これの検覈は後論に譲らざるをえない。——ここでは、とりあえず、「意識対象」と「意識内容」とが、相同的に対応しないとされる場合をも含みうるが、ともあれ、「原物—写像」関係で思念されていること、このことを銘して次のステップへと移る段取りである。」 229-30P

**第二段落——「意識内容」と「意識作用」との相関におけるプロブレマティック** 230-6P  
(この項の問題設定)「われわれは、茲で、「三項図式」における第二項と第三項、すなわち「意識内容」と「意識作用」との相関の部面に視界を転じ、そこにおけるプロブレマティックを一瞥しておこう。」 230P

(対話①)「意識内容」「心像」が存在することは、意識の存在にとって必要条件ではあっても、十分条件ではないものと思念される。「三項図式」を相即的に支える思念にあっては、意識的な「内容」が成立するためには、「意識内容」のほかにも、この「内なる与件」を直接的な対境とする能知的能識的作用が必要であるとされ、この「内なる作用」が「意識作用」ないし「心的作用」と呼ばれる。心的作用たる「意識作用」は、時によっては、単なる能知＝能識的な作用という域を超えて、「意識内容」「心像」に対して一定の加工的能作を及ぼしたり、「意識内容」を自ら創出したりする能動＝能作的な作用としても主張される。」

230-1P

(対話②)「人々は、俗に「見れども見えず、聞けども聞こえず」と称される事態を体験する。ここにあっては、「意識内容」たる「心像」という「内的な与件」は現存すると考えられるにもかかわらず、当の「意識内容」が覚識されないのであるから、意識の成立にとって心像的与件の現存だけでは不十分であると判断される。現存する「内的な与件」を覚識したりしなかったりする或る「能知的」契機が存在するものと思念される所以である。逆に、意識が存在する場合には、知覚的であれ表象的であれ情意的であれ、その都度つねに一定の“心象的心像”が“現前する”のであるから、意識にとって「意識内容」の現存が必要条件であると“認定”される。——人々は、また、俗に「観念を紡いで想像的世界を織り成す」とか「忘却の淵から記憶を引摺り出す」とか呼ばれる事態を体験する。ここにあっては、既存する「内なる与件」に対して或る能作＝能動的な作用が及ぼされるように覚識される。既存する「内なる観念」を分解したり結合したり、変容したり再構成したり、この種の内的作用が発動されるように覚識されることも屢々である。さらには、いわゆる「創造的な思考」やいわゆる「生産的な想像」の場合など、内面的な作(「はた」のルビ)らきが、「意識内容」「心像」を産出するように覚識される場合もある。このたぐいの体験的覚識を追認するかたちで、「内的な与件」に対して能動的な能作を及ぼすばかりか、「内的な与件」を創出することすら可能な「内なる作用」が在るものと思念・主張される次第である。」 231P

(対話③)「意識作用」という心的な作用は「意識内容」に対して、単に能知＝能識的に関わるばかりでなく、「意識内容」に加工の変容の能作を及ぼしたり、場合によっては「意識内容」を産出することさえ可能であると思念されるが、しかし、「意識作用」は「意識内容」に対して一方的に能動的であると考えられるわけではない。なるほど、能知性・能識性と

いかぎりであれば、「意識内容」の所知性・所識性に対して、「意識作用」は恒に“能動的”であると謂うこともできる。しかし、当の能知＝能識的な関わりが「意識内容」によって謂わば“迫られた”ものである場合もありうるというかぎりでは、「意識作用」は「意識内容」に対して“受動的”たりうるのである。——「意識作用」が「意識内容」に対して、多少の変様を加えたり、覚知を“拒む”という仕方では応じたりすることはできても、当該の「意識内容」そのものを産出することはできず、苟も覚知するかぎりには、所与の意識内容を基本的に“受容”せざるをえないケースがあり、この場合「意識(作用)」は「受容的」と呼ばれる。これに對比して、「意識作用」が「意識内容」に加工的変容・改作の能作を及ぼしたり「意識内容」を自ら産出したりすることのできるケースについては、「意識(作用)」が「自発的」と呼ばれる。伝統的な発想においては認識に関わる方面での「心」の「作用的能力」を「感性」と「知性」とに二大別するのが常識であるが、ここには、「感性」は受容的であり、「知性」は自発的であるものと了解されている。」 232P

(対話④) 「意識内容」と「意識作用」との関係は、こうして、「感性」の場合と「知性」の場合とで在り方を異にする。——まず、「感性」の場合について言えば、「心」「意識」の能知的作用は「意識内容」を受容的に「内なる与件」として与えられる。では、当の「意識内容」つまり感性的心像としての「内なる与件」はどのようにして存在するのか、感性的与件といえども「内界」に所属する「意識内容」である以上はあくまで「心」に内在するわけであるが、感性的与件については、それが「心」にアприオリに備わって既在するとは誰しも主張すまい。感性的心像は、意識作用によって産出されるのではなく、意識作用の発現に先立って既に形成されていなければならないのであるから、その形成者は「心」「意識」以外のものであるのほかない。感性的意識内容の形成者は、この論脈において、さしあたり、身体的過程であるとされる。尤も、身体が自己充足的に単独で感性的意識内容を創出するとは必ずしも主張されない。一般には、外なる物的存在、外なる意識対象からの刺戟を受納し、それを機縁にして、身体的過程が「内なる与件」を造出する旨が主張される。だが、身体という物的存在が「意識内容」「心像」という心的存在を造出することが一体可能なのであろうか。身体が形成しうるのは一定の神経生理学的状態、一定の大脳の状態までではないのか。身体的過程が、およそ端的に別種の非延長的・非質量的な「意識内容」という心的存在を因果的に造出すると主張するのはいかにも強弁である。そこで、このミステリーを回避すべく、身体が刺戟を機縁にして形成するのはあくまで一定の身体的・物質的状态までであって、この与件的狀態を「意識(作用)」が覚知するのだと考え直してみる。こうすれば、ミステリーが一見回避されたかに思える。だが、果たしてそうであらうか。「意識(作用)」というものは、意識内容という心的与件ならざる身体的・物質的状态なる対象を直接に感知することが可能なのか。これが可能ならば、意識作用は意識内容という中項を介することなく直截に意識対象を感知することも可能ではないのか。従って三項図式は不用ではないのか、この旨をここで問い返すのは差控えよう。仮令、意識作用が直接に身体の感性的状態を覚知することが可能だとしても、先にみておいて通り、三項図式を相即的に支える思念にあっては、「意識内容」の存在が意識の現存にとって必要条件である。意識が存在するかぎりその都度つねに「意識内容」が必ず見出される。感性的意識にあっては感性的意識内容が現識される。それでは、この現識される感性的意識内容は

どのようにして形成されるのか。身体的状態の直接的感知を云々する場合には、今や却ってこのことの説明が要求される。ところが、当座の仮定的前件によれば、身体的過程そのものは意識内容を形成しないということになっている。身体的過程が形成するのは一定の身体的状態までであるとすることによって辛うじて“ミステリー”が防遏されている。茲において、以下、感性的意識内容という心像の形成を説く途は、意識作用による自発的・能動的な創出という筋しか残されていない。しかるに、そうとなれば、「感性」の存在規定に関わる「受容性」ということが否認されて、「感性」もまた能産的に「自発性」ということになり、「知性」との区別が撤廃されざるを得ぬ破目に陥ってしまう。こうして、物的な身体過程が心的な意識内容を造出するというミステリーを強弁するか、さもなくば、「感性」と「知性」との区別を撤廃して感性も知性と同様に意識内容を自発的に創出する旨を説くか、ジレンマに逢着する所以となる。——「知性」の場合における「意識内容」と「意識作用」との関係はどうか。「知性」の場合、意識作用は既存する所与の意識内容に対して加工的変容の能作を及ぼしたり、時によっては、自ら意識内容を新規に創出したりもする。というのが既定的了解である。では、加工的変容の素材的与件が既成的に与えられるさい、当の与件的心像はいかにして形成されたものであるのか。人が、もし、ここで身体的過程による意識内容の造出を云々するとすれば、先に感性に即して確認したあのミステリーを免れ難い。それゆえ、知性的意識作用の加工的能作に対して素材的に“与え”られる意識内容＝心像＝観念も、実は、外的・即自的に与えられるものではなく、意識作用が自ら産出したものである、としなければなるまい。尤も、知性的意識作用は加工的変容・改作のその都度に素材を新規に産出する必要はないのであって、事前に産出しておいた素材に対して時に応じて適宜に加工的能作を加えるものとすることもできる。しかし、その場合、既製の素材的意識内容がどのように保存されているのかという問題が生じる。意識内容＝心像＝観念は「心」の内に収蔵されているはずであるが、一体、意識内容の収蔵的保存ということがいかなる機構によっておこなわれるのか。「心」とは謂うなれば“箱”の如き存在であるのか。既存するはずの意識内容が絶えず現識されているわけではなく、時に応じて覚識されたり覚識されなかつたりするという事態も“箱”の比喻で一応の“説明”がつく。とはいえ、心的な「内界」が非延長的・非空間的であるとすれば、空間内的収納のアナロジーが果たして許されるであろうか。ここに聊か問題が残る。がしかし、この点は、とりあえず、問題ないものとしておこう。仮令そう譲ったとしても、溯って、そもそも意識作用なるものが自発的・能動的に意識内容・心像という心的存在を産出するということが神秘的である。意識作用は、人々が現にしはしばそう覚識するように、一定の身体的状態に触発されて発動するのであろうか。もしそうだとすれば、いわゆる「身—心」因果関係を主張すべきことになり、物質的存在と精神的存在とのあいだに因果的作用関係を主張するというカテゴリー・ミステイクに陥る。(この「身—心」問題、および、そこにおける因果概念の適用がカテゴリー・ミステイクであることについては本書の第三篇と併せて、別著『<心—身>問題の構制』を参看されたい)。このカテゴリー・ミステイクを回避しようとして、意識作用の発動は全くの自発的発露であるとし、意識作用が自足的に心的内界を産出・形成する旨を主張するとすれば、その時には、「意識対象」「物的存在」が意識にとって無縁の存在となってしまう。このさい、「意識対象」(「外物」との断絶はまだよいと

しても、しかし、意識内容のその都度の状態には一定の脳髓的状态が一義的に対応しているという大脳生理学・心理学の“常識”とどう調和させるのか。目下の前提的理解によれば、脳髓における身体的過程が心像を造出するのではなく、意識作用が自発的に心像的意識内容を産出・形成するのであり、従って、意識内容に対応する脳髓の生理・物理的状态は意識の側が触発して成立させたものとせざるをえない。(ここでは「心—身」の予定調和的並行説は論外として差支えあるまい)。という次第で、意識状態と脳髓状態との対応性を閉却しえぬかぎり、「心—身」因果説という元の木阿弥のカテゴリー・ミステイクに還帰する所以となる。しかも、今では、意識の側が身体を触発して一定の物質的脳状態を形成するというオカルト的な作用の主張になり了る。となれば、いずれにせよ、能知能識的な意識作用が自ら心像を想像的に産出し、且つは、素材的与件たる心像を分解したり統合したり変形したりするという、要言すれば、能知能識的な意識が一種の作用的効果を及ぼすということ、このことそれ自身が所詮はミステリーたることを免れない。——こうして、「意識内容」に対する「意識作用」の関係は「受容的」としても「自発的」としても、いずれにしてもミステリーに陥る。」 232-6P

(対話⑤)「意識作用」と「意識内容」との関係は「能知能識—所知所識」関係という埒を超えて、「能動—所動」性ないし「所動—能動」性の能作的な関係としての意義をもたせようとするとき、カテゴリー・ミステイクたることを所詮は免れ得ないのである。それでは、「意識作用」なるものを単なる能知能識的存在とし、「意識内容」なるものを単なる所知所識的存在とし、只管(ひたすら)その域に止まるならば、それで自足できるのか？ 否である。この間の事情を見定めるためにも、今や三項関係の全体を視野に置きつつ、抜本的な検討を図らねばならない。」 236P

**第三段落——「意識対象」と「意識作用」という両極を配視しつつ、三項の実態を総合的に検覈する 236-42P**

(この項の問題設定)「われわれは、以上において、「意識対象」なるものと「意識内容」なるもの、また「意識内容なるものと「意識作用」なるもの、これらが相関的に指定される経緯を追認し、併せて、そこにおける問題性の一端を各個にみてきた。茲では、「意識対象」と「意識作用」という両極を配視しつつ、三項の実態を総合的に検覈することにしよう。」

236P

(対話①)「三項図式における第一項(意識対象)と第二項(意識内容)とは、相同的に対応するか否かは別として、ともあれ元来は「原物—写像」の関係にあるものと思念されており、第二項(意識内容)と第三項(意識作用)とは、能作的に影響し合うか否かは別として、少なくとも「能知—所知」の関係にあるものと思念されている。これら二項どうしの組の内部では、直接的な関係があるものと了解されている。ところが第一項たる「意識対象」と第三項たる「意識作用」とのあいだには直接的な関係はない。「意識作用」は直接的な関係はない。「意識作用」は直接的な所知的与件たる第二項＝「意識内容」を介してたかだか間接的に「意識対象」と関わるにすぎない、とされる。「意識対象」と「意識作用」との直接的な関係が遮断されているところに「三項図式」の一つの特質がある。」 236P

(対話②)「意識作用」は「意識対象」とのあいだに直接的な「所知—所識」関係をもつことはできず、能知たる意識作用に所知として直接的に与えられるのは意識内容に限られる

という了解、これが「内在の命題」(Satz der Immanenz)ないし「意識の命題」(Satz des Bewußtseins)と呼ばれるものにほかならない。三項図式の含意する「内在の命題」からして「能知—所知」関係は直接的には意識的「内界」の内部に局定される。しかうるに、「意識的内界」(「心」)なるものは、各自の“身体”に“内在”するというのが「外界」と「内界」との截断にさいしての了解事項であり、また、それが「意識内容」なるものが措定されるさいの了解事項でもあった。それゆえ、「内在の命題」は「意識的内界」が各人に内属することを含意し、「意識内容」が各私的(jemeinig)であること、況んや「意識作用」もまた各私的であることを当然の含意とする。(ここに措定される「意識はその都度各々の“私”に固有である」という命題を、以下では「意識の各私性(Jemeinigkeit)の命題」と呼ぶことにしよう)。こうして、三項図式のもとでは、意識は外的対象との直接的な関係を截断され、「能知—所知」の意識関係はもっぱら各人の内部における出来事と了解される。三項図式と相即する思念のもとにあっては、「認識」は、外的対象と間接的には関わりうるにせよ、直接的には各私的内在性の埒を超出できないことになる。(ここから認識論上の諸々のアポリアが出来(「しゅったい」のルビ)する次第については「次節」において主題的にみる予定である。)——尤も、省みるまでもなく、「外部的対象」と「内部的意識」(「意識内容—意識作用」との截断は「外界」と「内界」との截断に由来するものであり、三項図式形成の前史的経緯からして既定的とみなされる一事項という以上のものではない。」 237P

(対話③)「ここで更めて銘記さるべきことは、三項図式においては「意識対象」と「意識内容」とが「外界」と「内界」とに分属させられるという仕方で截断されているばかりでなく、“内界”に共属する「内容」と「作用」もまた或る意味では“截断”されているという事実である。「意識内容」と「意識作用」とは、統一的・単一的事態の二契機といったものではなく、一方に意識内容というものがあり、他方に意識作用というものがあるという相で、両項はそれぞれ“自存的”な或るものとして了解されている。——「意識内容」と「意識作用」とは、合して「内界」を形成するのであるから、無論緊密な関係にあるには違いない。時としては、両者は統一的・単一的な事態の双つの契機たるにすぎないかのようにすら覚識される。とはいえ、内的与件たる意識内容は既在的に現存すると考えられるにもかかわらず、能識作用が発動してそれを覚識するに至らないために、それが現識されないという場合がある。また「意識作用」は、セルフファレント(自己回帰的=自己再帰的)に自己(意識作用)を意識しても、与件の心像たるあれこれの意識内容を覚識せずに済んでしまう所謂「自己意識=自覚」(Selbstbewußtsein)の場合もある。さしづめこのようなケースが存在しうるといふ“事実”に徴して、「意識内容」と「意識作用」とは一応別々の存在であり、必ずしも共輻的に相補的な不可分的契機であるわけではないこと、内容だけ現存して作用が未在の場合や作用が発動していても内容は関与しない場合がある以上、両者は一応“自存的”な項たりうること、このことが“判る”。——「三項図式」における「意識内容」と「意識作用」とは、“触知モデル”に即した能知的所知=所知的能知の統一的渾一態の相ではなく、「前篇第二章」に謂う「視覚モデル」に即した「所知—能知」の“空間的分離”の相で、あまつさえ「見られるもの—見るもの」の関係相で想定されていると言うこともできよう。」 237-8P

(対話④)「われわれの見地から批判的に言えば、「外界」と「内界」とは、従って「意識対

象」と「意識内容」とは“空間的に”截断さるべきものではなく、また、所知的意識内容と能知的意識作用も「視覚モデル」の流儀で“空間的に”分離さるべきものではない。「三項図式」における「意識対象」「意識内容」「意識作用」という三つの項は、真実態においては、決して自存する“もの”ではない。謂う所の三つの「項」は、能知的所知＝所知的能知の如実の統一態における契機を“もの”として自存視し、自存的な三つの存在者として銘記したものにほかならない。」238P

(対話⑤—第一に)「われわれは、まず第一に、“身体”(ないし「心」)に内在する「意識内容」というものは存在しないと考える。われわれの見地にとっては、意識内容の各私的内在性の命題は妥当しない。われわれとしても、人々が誤って「内なる与件」「心像」「観念」「意識内容」として改写的に思念している或るものが存在するというところまではひとまず認める。行文中嚮に指摘しておいた通り、「意識内容」として思念しているところのものは、フェノメナルな現相における“射映的与件”の契機が誤って“内在化”されたものなのである。正確に言えば、それは内在化された純然たる“射映的与件”というより、むしろ「射映的与件—或る種の意味的所識」の二肢的二重態が“内在化”されたものになっている。このかぎりでは、時によっては、内在化された射映的与件というよりも、フェノメナルな現相の一全体が内在化されたものになっている。但し、二肢的二重態たるフェノメナルな現相の一全体の内在化といっても、そのさいには、意味的所識性の契機が謂うなれば二重化され、そのうちの一者が外的な「意識対象」として括り出され、他者が内的な「意識内容」と二重写しにされているのである。こうして、「意識内容」「観念」と称されるものは、単なるレアルな射映的与件以上のイデアールな契機をも孕む。これが実情であって、“身体”ひいては「心」の内なる直接的な与件なるものは実際には存在しない。」239P

(対話⑥)「だが、と人は反問して言うかもしれない。俗に「見れども見えず、聞けども聞こえず」と謂われる事態などにあつては、意識内容が内在しているにもかかわらず覚識されない場合があること、覚識こそされないが意識内容が裡に現存していること、このことが証拠立てられるのではないか？ われわれの答は、否である。見えてはいず、聞こえてはいないこと、フェノメナルな現相はここまでである。人々は類似の情況との統一的“説明”の一方式として、意識内容なるものの内在的現与性という共通の事態を想定し、それが覚知される場合と覚知されない場合との別が岐れる旨を説こうとするが、内在的与件なるものが共通に現存するというは何ら実証された事実ではない。それは一つの“説明仮説”たるにすぎないのである。(感官生理学的にみてよしんば類似の状態が形成されているとしても中枢的な脳の状態が相違するといった別の“説明方式”が、これをわれわれが採るか否かは措くとして、現にいくらでも存在しうる。今問題の“説明仮説”は、常識的にポピュラーではあるにせよ、およそ唯一合理的な仮説といった代物ではない。溯って、意識内容なるものは、原理上、観察的实际にほかならないものであり、“内省的に覚識される”という思念によって辛うじて支えられているものである。このことを惟うとき、「覚識されざる意識内容」の存在などということは、とうてい“検証”不可能な仮説でしかありえない。それは“説明仮説”としても臆弱にすぎる)。では、「記憶を心の奥から引摺り出す」という覚識は如何？ これは内的心像の存在を証拠立てるのではないか？ 否である。人は、貯蔵されている記憶心像の内在性ということ、説明仮説というよりも“意識箱論”

と相即する比喩に類するものにすぎまい。われわれは後顧の憂いなく、「意識内容」「心像」「観念」なるものが真実には「内在」するわけではない旨を反立しうる。」 239-40P

(対話⑦—第二に)「ここで、次に(第二に)、「意識対象」なるものに止目しよう。人々が「意識対象」「外的実在」として思念しているところのものは、嚮にも指摘した通り、われわれの見地から言えば、フェノメナルな現相界における“意味的所識”の契機が誤って“外在化”され、“射映的所与”の契機から存在的(「オンティッシ」のルビ)に截断されたものである。尤も、正確に言えば、それは“意味的所識”一般が自存化され外在化されたものではなく、意味的所識のうちまさに“実相的”“実在的”と思念された領分が“もの”的に自存視され外在化されたものと言わねばならない。それは、フェノメナルな知覚的現相界における“実相”と“見掛”という区別相での“意味的所識”と“射映的与件”との「外界—内界」の截断において外在視される前者の契機に淵源するところから、身体外在的な諸対象ばかりか身体をも包摂する所以となる。この意味で、フェノメナルな知覚的空間世界の内部で特定領域だけが外在的对象界とみなされるわけではなく、フェノメナルな知覚的現相界に現前に展らけうるおよそあらゆる領域が実相的実在的な「意識対象」界とされうる。あまつさえ、「外界」としての「意識対象」界が措定される元来の手続と論理構制からすれば、記憶的・想像的・思考的「表象的世界」はおろか、「情意的世界」をも含めて、およそフェノメナルな現相世界一般における“意味的所識”の契機がことごとく「意識対象」界とされることを妨げられない。が、しかし、事実の問題として、伝統的思念においては、「意識内容」とのあいだに相同的に対応する写像関係にある“原物”相のみが実在的对象たる「意識対象」と目されるのが普通である。また、伝統的思念においては、「意味的所識」のイデアール・イルレアールな存在性格を把握することなく、意味的所識対象を“もの”化するのにともない、「意識対象」こそ優れて実在的(「レアール」のルビ)であると思念されている。われわれの見地からすれば、しかし、「意識対象」それ自身なるものはイデアールな意味的形象(「ゲビルデ」のルビ)たるにすぎず、「意識内容」なるものが自存しないのと雙関的に、自存的な「意識対象」なるものも真実には自存しない。また、「意識内容」とのあいだに相同的な写像関係のある“原物”相なる限定は、この思念にしかるべき機縁と事由が存することは認めうるとしても原理的に言えば、一種の恣意的限定たるにすぎない。総じて、われわれの原理的見地にとっては、いわゆる「意識内容」(正しくは“射映的現相”)から独立自存する「意識対象」なるものは存在しないのである。(ここでの誤解を招き易い立言は次篇において物理的実在の何たるかを論ずるさいに矯正することにして暫く臆断にとどめる)。」 240-1P

(対話⑧—第三に)「最後に(第三に)、「意識作用」として思念されているものについて言えば、それは能知的所知=所知的能知の渾一的統一態から能知的契機を自存化せしめ、あまつさえ、意識内容なるものの自存化にともなって能作的力能として思念したものにすぎず、自存的な「意識作用」なるものは存在しない。尚、「三項図式」においては「意識作用」が「意識対象」との直接的な関係を遮断される構制になっている旨を嚮に指弾したが、われわれは能知的所知=所知的能知の渾然一体相を顕揚するからといって、所謂「意識作用」と所謂「意識対象」とが直接的に「能知—所知」関係に立つと主張する物ではない。われわれは“自存的”な項として“もの”化された「意識作用」と「意識対象」とを直接的に関係

づけようとするのではなく、「三項図式」の構図的前提そのものを止揚しつつ、フェノメナルな能知的所知＝所知的能知に定位しようと図る。」241-2P

(対話⑨)「以上みてきたように、「三項図式」が形成されるのにはしかるべき前史・経緯・事由があり、これが旧来における「認識世界」観ひいては認識論の構図を劃しているのも決して謂われなしとしないのであるが、われわれとしてはこの“図式”に与(「く」のルビ)みするわけにはいかない。「三項図式」は、フェノメナルな現相における「意味的所識」と「射映的所与」の両契機を“もの”化して自存視しつつ「外界」と「内界」とに截断し、さらには、「射映的所与」と「意味的所識」との二肢的二重性を孕む「能知＝所知」の統一態を「所知的内容」と「能知的作用」とに截断するという二重の錯認・改釈の所産であり、われわれとしてはこの錯認的改釈を卻けて、フェノメナルな世界現相の原姿に立帰り、その存立構造を正しく把え返す途に就かねばならない。——尤も、「三項図式」における「意識作用」と「意識対象」との両極的対置の構図、これが「主観—客観」図式にほかならず、(学史的事実の問題としては、「意識作用」対「意識内容・意識対象」の対立関係とされることもあるのだが)、「三項図式」を背景とするこの「主観—客観」図式が旧来における認識論の構制を決する所以のものとなっている。それゆえ、われわれが旧来の認識論の構制そのものを内在的に止揚しようと図るかぎり、今暫くのあいだ、「三項図式」とその帰結とに対して対質しておくことを要件とする。」242P

### 第三節 認識論の基幹的構図

(この節の問題設定—長い標題)「「意識対象—意識内容—意識作用」という<三項図式>において三項相互間の関係を具体的にどう把握するか、これをめぐって旧来における認識論上の立場的諸理説が分立する。そのさい、「真なる認識とは意識対象の実相と合致するとき意識内容である」という真理観が、まずは共通の前提的了解事項をなしている。——意識内容は意識作用に対してしかるべき仕方でも写的に再現された意識対象の相在であるという存在的(「オンティッシ」のルビ)了解の構制に立つ認識論が「模写説」であり、意識対象の相在とは意識作用に依って一種独特の仕方でも構成的に産出された意識内容にほかならないという存在的了解の構制に立つ認識論が「構成説」である。これら模写説と構成説とがひとまず相補的に対立するが、この対立性を<三項図式>の埒内にあって超出しようと企てる「把捉説」とも呼ばるべき立場も登場する。——われわれは旧来におけるこれら諸立場のいずれをも卻けつつ、「三項図式」ひいては「主観—客観」図式そのものの止揚に基づく新しい構制の認識論を構築しなければならない。」243P

**第一段落——旧来における認識論の構制をイデアルティピッシンに素描し、そこにおける問題性を必要最小限追認する 243-9P**

(この項の問題設定)「われわれは今爰で、旧来における認識論上の諸立場を学説史風に縦覧する心算も、類型的に整理する心算もない。茲ではわれわれなりの認識論上の構案を提示し得れば足る。——とはいえ、課題状況を対自化しつつ、われわれ自身の構案を呈示するためにも、旧来における認識論の構制をイデアルティピッシンに素描し、そこにおける問題性を必要最小限追認するところから始めたいと念う。」243P・・・まずは「模写説」から「把捉説」・「構成説」

(対話⑩)「偕、素朴な日常的意識においては、認識とは対象的実在の模写であるものと淳朴

に信憑されている。このさい、対象的実在とその模写認識というのは、われわれが前節の行論中で一瞥しておいた「知覚」と「表象」(但し、前者が“外的存在”と二重写しに思念され、後者が“内に泛かぶ”相で覚識されているかぎりでの)とを「原像—模像」関係相で現識したものという域を幾何(「いくばく」のルビ)も出ないものと目される。ところが、一定限省察が深まると、前節において少々詳しく述べておいた通り、「知覚」と「表象」とが一括して「内なる心像」「意識内容」とされ、これに対向する項として「外的実在」たる「意識対象」なるものが立てられるようになる。この「意識対象」と「意識内容」とは、「原物—模像」の関係にあるものと了解されているにせよ、必ずしも相同的に対応するとは限らないとされる。従って、ここでは「意識内容」のすべてが「意識対象」と相同的に対応する模像的な再現であるとは思念されない。翻って、しかし、語の広義における認識形象にはすべての「意識内容」が算入されうるとはいえ、狭義における「認識」形象は意識対象たる「外的実在」と相同的に対応している意識内容に限定されるのが普通である。このような事情があるため、「認識」(真の認識)とは、意識対象と相同的に対応する一種の模像であるものとトートロジカルに称されうるのである。という次第で、省察的な意識にあってさえ、「認識」を以って「外的実在」たる意識対象の模写であるとする主張が成立する。われわれが茲でまず問題にしておきたいのは、この省察的な準位での「模写説」、すなわち、真なる認識形象たる意識内容は意識対象と相同的に対応する「意識対象の模像」であるとする立場である。」243-4P

(対話②)「模写説」の立場と一口に言っても、この立場に属する理説は、感性主義的経験論と知性主義的合理論との二大種別に岐れ、この各々が更なる下位区分に岐れるという具合に、多岐多様である。此説は、これら多岐なそれぞれの仕方において「認識」が如何にして成立するかを説く。われわれとしては、しかし、此説の細目には一切立入ることなくしても、模写説という立場そのものが認識論的に妥当し得ない事実を直截に指摘することができる。そのためには、「認識」と「誤謬」(認識という詞を広義に用いれば“真正なる認識”と“錯誤せる認識”)の判別基準に止目し、模写説の立場においては「認識」と「誤謬」との弁別が原理的に不可能であり、「認識」なるものが権利づけられないことを端的に証示すれば足る。」244P

(対話③)「模写説」の立場にあっては、「認識」と「誤謬」とを判別する基準は、あらためて誌すまでもなく、当該の認識形象たる認識内容が意識対象と相同的・模像的に合致しているか否かである。この合致・不合致を判定するためには、意識対象と意識内容とを能知的意識作用が比較してみなければならない。しかるに、<三項図式>と相即する「内在の命題」「意識の命題」によれば、意志作用は意識対象と直接的に関係することは不可能であり、能知たる意識作用にとっての直接的な所知的与件は意識内容に限られている。従って、意識作用は意識対象と意識内容との両者を比較しようとしても、一方の「意識対象」を直接に知ることはできない。(そもそも、もしも意識対象を直接に知ることができるとすれば、何も意識内容を介して模写的に間接的な認識をおこなう必要はない道理である。意識対象を直接的に知ることができないからこそ意識内容による模写ということが要件をなしたわけである)。意識作用が比較できるのは、たかだか或る意識内容と別の意識内容、つまり、意識内容どうしである。こうして、「三項図式」ひいては「内在の命題」を前提にする模写

説の立場にあっては、「認識」と「誤謬」との判別にとって必須の要件たる「意識対象と意識内容との比較」をさしあたり直接的な仕方では遂行することは不可能である。換言すれば、模写説の立場では「認識」と「誤謬」との直接的な弁別がまずは原理的に不可能である。」

244-5P

(対話④)「尤も、ここには一考を要すべき思念がある。直接的な弁別こそ不可能であれ、何らかの間接的な方式によって、「認識」と「誤謬」との弁別が可能ではないのか？ 何らかの方式によって「意識対象」と「意識内容」とを比較することができるのでないか？ 三項図式のもとでは或る意識内容を別の意識内容と比較することしか不可能であるとはいえ、もし、意識対象と相同的に対応する模像であることが保証されているような格別な意識内容が存在するとすれば、その“格別な模像的意識内容”に徴することによって間接的な比較が可能になるはずである。では、そのような“格別な意識内容”として認証されうるたぐいの意識内容が現実存在するであろうか。感性主義的経験論では或る種の感性的意識内容を挙げ、知性主義的合理論では或る種の知性的意識内容を挙げる。前者によれば感性的意識内容は本源的には意識対象による刺戟を「受容的に」再生したものであるが故に対象照応性を持ち、後者によれば知性的意識内容は本源的には感性的混濁を蒙ることなく「自発的に」創生したものであるが故に対象照応性もつとされる。ここにおいて、もし、感性主義的経験論が感性的意識内容はすべて意識対象と相同的に対応する格別な意識内容であると主張するのであれば、また、知性主義的合理論が知性的意識内容はすべて意識対象と相同的に対応する格別な意識内容であると主張するのであれば、いずれもそれぞれの立場的主張として一応の筋が通っていよう。しかしながら、実際問題としては、前者が知性的表象を貶価(「へんか」のルビ)し後者が感性的表象を貶価してそれぞれ対象照応性の保証なしと認定する所以でもあるが、感性主義的経験論の見地にとってさえすべての感性的意識内容が対象の実相と模写的に照応していると主張するわけにはいかず、また、知性主義的合理論の見地にとってさえすべての知性的意識内容が対象の実相と模写的に照応していると主張するわけにはいかない。そこで、前者は或る種の感性的意識内容だけを対象模写的であるとし、後者は或る種の知性的意識内容だけを対象模写的であるとする。ところで、同じく感性的・受容的な意識内容でありながらそのうちの特定のものだけが、また、同じく知性的・自発的な意識内容でありながら、そのうちの特定のものだけが、それぞれの見地において、意識対象の実相と相同的・模写的に照応するものとして特権的に選別されるさいの根拠は何であるのか。意識対象そのものと直接的に比較校合する途は遮断されている以上、意識内容の一部がよしんば著しい徴標を具えているとしても、その特徴をそれ自身は何ら対象合致性の証拠たり得ない。学史的事実上の問題として、徴標が挙示されることはあっても、特権的選別の根拠が明確な権利づけをもって提示されたためしはない。惟えば、それも当然である。けだし、間接的比較ということは、それがオリジナルとの間接的比較であるかぎり、論理構制上、少なくとも一度は或る局面で直接的比較が遂行されることを要求する。しかるに、間接的比較にオリジナルとの間接的合致を保証すべき所以の、当の直接的比較が原理上遮断されている。茲にあって、特権的選別の根拠は提示さるべくもない所以である。こうして、模写説の立場にあっては「認識」と「誤謬」とを間接的に弁別することも不可能なのである。——」 245-7P

(対話⑤)「われわれの見地から批判的にみれば、右に指摘した通り、「模写説」の立場にあっては、その前提する<三項図式>と「意識の命題」からして、意識対象の直接的認知、意識対象と意識内容の直接的比較が原理的に遮断されているため、帰するところ、「認識」と「誤謬」とを判別する(対象との合致・不合致を判定する)ことが原理的に不可能であり、「認識」(意識対象と相同的・模写的に合致する意識内容)を権利づけることが本質的に不可能である。それにもかかわらず、模写説論者たち自身は、或る種の認識形象は対象的実在の実相と合致しており或る種の認識形象は合致していないことを弁別的に認証できているものと信じ、「認識」と「誤謬」とを正当に判別しているものと思念している。われわれとしては、ここで、論者たちのこの思念の実態を分析し、「模写説」が建前に反して、実質的には一種の「構成説」になりおわっている事情を別括しておこう。——論者たちは或る種の認識形象(例えば第一性質の観念)は意識対象たる客観的実在の実相と模写的に合致していること、或る種の認識形象(例えば第二性質の観念)は客観的実在の実相と模写的に合致していないこと、このことを思念上“知って”いる。ということは、論者たちが客観的実在の実相を既に“知って”いることを意味する。だが、意識対象たる客観的実在を直接的に“知った”わけではないはずである。(もし、直接的に知ったとすれば、「内在の命題」に接触することは措くとしても、直接的「把握説」になって「模写説」ではなくなってしまう)。では、論者たちは対象的実在の実相を如何にして“知った”のか? 対象的実在界についての“実相”観なるものは、実際問題としては、一種の先行的既成観念であるとしても、われわれはその論理構制を検討してみなければならない。論者たちに直接的に与えられているのは、三項図式や内在命題の前提からして、さしあたり意識内容＝心像＝観念だけである。論者たちは、この“直接的な内的与件”の或る種のものに“客観的実在”の“実相”と相同的に合致する「模像」という意義づけを与えているわけである。が、このさい、“客観的実在”“外的実在”なるものも、それが意識されているかぎり、「内在の命題」からいって、それ自身、さしあたっては意識内容＝心像＝観念というかたちで意識に内在する心的形象でなければならない。つまり、論者たちの“知って”いる“客観的実在”とその“実相”は、外的存在という意義づけこそ賦(「あた」のルビ)えられているにしても、それ自身としてはさしあたり意識内容であり、「心」「意識」に内在する“心的な一存在”なのである。そして、この“心的な一存在”たる対象像が、他の普通の心像・観念とは特権的に区別されて“客観的実在”と見做されているという次第なのである。こうして、“客観的実在”論者たちが或る種の“心像”を「模像」とみなすさいの「原像」たる“客観的実在”なるものは、特別な仕方、ないしは、特別な意義づけを賦与して「構成」された意識内容たるにほかならず、それ自身としては「心」「意識」に内在する心的形象たるにすぎない。論者たちはこの“格別な”心像を以って“客観的実像”と遇しつつ、他の心像群をこれと比較して、合致・不合致を判別しているのである。論者たちの建前では、意識対象(外的存在)と意識内容(内的存在)とのあいだの相同的・模写的な合致が主張されているのであるが、実態においては、意識内容(心像・観念)どうしの相同的合致が認知されているだけであり、論者たちが客観的実在＝外的意識対象として思念しているところのものは“格別な心像”にほかならない。この“格別な心像”は“客観的実在”という格別な意義づけを賦与して構成された“内なる現象”であって、模写説論者たちは、「外的な実在的对象の模写」

という建前に反し、「内的な“実在的对象”の構成」を遂行しているのが実態である。——」

247-8P

(小さなポイントの但し書き)「(ここでの言い方は原理的な論断であり、論者たちが客観的・物理的对象の実在性とそれの模写的認識ということを主張するのには諒解しうべき事情がある。われわれは次篇第三章第一節において、客観的実在相とは認識論的にみて何であるか、また、模写と思念されていることの実態は何であるか、これを積極的に示すであろう。)」

248P

(対話⑥)「模写説」にあつては、あまつさえ、意識対象たる客観的実在そのものは原理上「不可能な」「物自体」(Dinge an sich, things themselves)とさるべき構制になっている。模写説は<三項図式>を前提とするかぎり、意識対象たる外的実在の存在を当然の了解事項とする。が、ほかならぬ<三項図式>が含意するところの「内在の命題」の故に、意識作用が直接的に知りうるのは「内的与件」たる意識内容までである。現に、論者たちがその“実相”的規定性を“知って”いるつもりでの“客観的実在”も、先にみた通り、実は、格別な仕方で構成された「内なる対象像」という意識内容たるにすぎない。論者たちは思念上の“客観的実在”とその“性質”を対象的に“認識”してはいるが、それは所詮“意識的内界”“心”の中での出来事たるにとどまり、外的実在自体、客観的実在それ自体は圏外に置かれている。外的実在そのものは、論者たちの論理構制から言って、(“原像”の直接的認識が不可能な以上、“模像”と称される認識形象が果たして対象自体と相同的に対応しているかどうか判定しようがないのであり)、事の原理上、認識不可能である。それはまさしく「不可知」な「物自体」にほかならない。——こうして、「模写説」は、われわれの見地から分析的に検覈してみると、外的実在を「不可知」な「物自体」として立てつつ、いわゆる“客観的実在”相は特別な仕方で「構成」された意識内容にすぎない旨を“立論”する構制になっているのであるから、実態においては、建前を裏切って、一種の“構成説”になっている次第である。」249P

**第二段落——「構成説」の捉え返し 249-54P**

(この項の問題設定)「われわれは、茲で、認識論上「模写説」と対立する「構成説」に眼を転ずることにしよう。「構成説」と呼ばれる立場にも様々なヴァリエーションがあり、理説そのものの内部に立入れば、認識能力の問題、認識形式と質料の問題、物自体の問題、先験的主観性の問題、等々、各個に検討さるべき多くの条項を含んでいる。がしかし、ここでは構成説が構成説である所以の基幹的構制に目を向け、構成説がその基幹的構制そのものにおいて既に妥当し得ないことを確認しうれば足ると思う。」249-50P

(対話①)「偖、認識論上の「構成説」は、日常的意識においてはおろか諸科学において客観的な実在と思念されている経験的对象界はことごとく特有の仕方で認識論的に構成された意識内容にほかならないと主張し、認識の本領は対象の模写ではなく対象の構成にあると説く、但し、意識内容のすべてが対象的実在相へと構成されるわけではなく、従って、単なる心像＝表象たるにとどまる意識内容と対象的実在として構成される客観的事実として意識内容との双方がさしあたり存在する。ところで、客観的実在として思念されている経験的对象界には、身体的存在たる他者たちも含まれ、身体的存在たる自分も含まれる。単なる身体＝肉体だけでなく、そこに“宿って”いる“精神”“心”もまた経験的実在と思念

されているのが普通である。ここにおいて、他人および自分の身体はもとより、そこに“宿って”いる精神もまた、それらが実在たるかぎり、「特有の仕方で意識作用によって構成された意識内容」にほかならないものと見做される。では、このさい、構成する意識作用の主体、意識内容を内含する主体は誰であるのか。この構成し内含する主体は、経験的実在界に登場する他人たちでも自分でもありえない。けだし、経験的実在界に登場する他人や自分は構成され内含されている意識内容であって、構成し内含する能作的主体ではありえないからである。構成され内含される経験的主体と構成し内含する先験的主観とは厳に区別されねばならない。構成する作用の主体、意識内容を内含する主観は、経験的個人とは一応別の先験的主観なのである。」250P

(対話②)「愛で、しかし、先験的主観と経験的主観との関係について考え方が二途に岐れうる。そして、いずれの途をとるかに応じて認識的世界像がおおよそ別様になる第一途は、先験的主観なるものを経験的諸主観に対して謂わば外在的に超越的な単一の“大きな主観”(但し「神」のごとき存在とは限らず、「学的理性」とか、「論理的主観」とか称されるものをも含む)として想定するものであり、第二途は、先験的主観という“同型者”を経験的諸主観の各自に謂わば内在する相で経験的諸個人と同数だけ立て両主観の能作(経験的主観の能作と先験的主観の能作)を内奥では同一視するものである。両途を順に検討していこう。」

250-1P

(対話③—第一途)「まず、第一途であるが、これにあつては、経験的実在界は先験的主観にとってこそ構成され内含されている意識内容(心像＝表象＝観念)であるにせよ、経験的諸主観にとってはそれは内なる意識内容ではなくして外在的・超越的な実在的意識対象である。さしづめ、このように了解される。では、経験的主観にとって、この「外なる意識対象」と自己の「内なる意識内容」とは如何なる関係にあるか。さしあたり、経験的主観にとって、「外なる対象」が自らの能作的意識作用が特有な仕方で構成した自己の内なる意識内容であるわけではないということ、経験的主観にとっては対象的実在が自体的に存在する外的なものであること、ここまでは確かである。ここでは「意識対象—意識内容—意識作用」が、経験的主観にとってはまさに<三項図式>そのままのかたちで存立する。だが、「意識対象」と「意識内容」とがそれ以上にかなる具体的関係にあるのかについては、(先験的主観にとってこそ後者が特有の仕方で構成されたものが前者つまり対象であること、従って「意識対象」は先験的主観にとっては外在的・超越的な存在ではなく特殊な意識内容にすぎないこと、このことが構成説的に“説明”されているのだが)、経験的主観に関しては何ら立入って規定されていない。学史上の実態としては、構成説のこの分枝にあつては、経験的主観にとっての「意識対象」と「意識内容」との関係は模写説流の模写関係ということに暗黙のうちに委ねられている風情である。とあれば、此説は経験的対象がかくかくしかじか規定性を具えた相で現前する理由を先験的主観による構成の在り方に即して説明しはするが、経験的実在の当の在り方は先験的主観にとってこそ内在的であれ、経験的主観(これは各自の意識内容しか現識し得ないというのが「内在の命題」からする宿命である)にとっては外在的・超越的である以上、経験的主観に関しては「原像」的「実在」の実相とやらを如実に知るべくもない状態に放置している所以となる。経験的主観に関して「意識対象」と「意識内容」とが模写説流の関係に委ねられているとすれば、此説は、われわれが

先にみておいた「模写説」の孕む悖理性(「認識」と「誤謬」との区別不能、「認識」の権利づけ不能、等)を経験的主観に関してはそのまま再現するものと言わざるをえない。——翻って、嚮に見ておいた通り、模写説の構成は各々の意識主体自身による“構成”を含意するものにほかならなかった。とすれば、われわれは、構成説の第一途そのものの実質的な構図からしても、「構成し内含する主観」を各自のうちに内在せしめる第二途に移行すべく要請される。」 251-2P

(対話④—第二途)「そこで、第二途であるが、これにあっては、経験的主観と先験的主観とは内奥においては実は同一であり別々の存在者であるわけではないとされる。とはいえ、経験的主観にとっては外在的な客観的実在として現象するところのものは、物自体としての超越的对象そのものではなくして、先験的主観によって構成され内含されているところの、先験的主観にとっての意識内容にほかならないとされる点では、第一途とも共通な先験的構成主義である。では、経験的主観にとって「先験的観念」＝「経験的実在」と自己の「内なる意識内容」とは一体如何なる関係にあるのか。先験的主観と経験的主観とが“意識野”を共有するかぎり、経験的主観にとって「先験的観念＝経験的実在」と自己の「内なる意識内容」とは一箇同一の“意識野”に共属し、両者を比較することも可能である。「内なる意識内容＝単なる心像的表象」のうち或るものは「経験的実在＝先験的観念」と相同的に合致し、或るものは相同的には合致しなかったり、およそ経験的に異貌であったりする。このことの弁別に即して「認識」と「誤謬」を区別し、単なる主観的妄念を排却することができる、と自称される。こうして、構成説の第二途的分枝は認識論的に有効であるように見える。だが、果たしてそうであろうか。経験的主観と先験的主観とが内奥において一箇同一であり、意識野を共有しているとすれば、次の難題が生ずる。」 252P・・・「(対話⑤)」に繋がる

(小さなポイントの但し書き)「(尚、ここでの仮定的条件について確認しておけば、もし経験的主観と先験的主観とが内奥においてすら合致しないとすれば、認識論上の構制では第一途と同趣の悖理に陥る。また、もし意識野が共有されていないとし、従って先験的主観にとって内省的なものが経験的主観にとっては“外在的・超越的”だとするとき、経験的主観にとって自己の内なる認識形象と“超越的”な先験的観念＝経験的実在なる外的対象とを比較校合することが不可能になり、先に“認め”た認識論的“有効性”が失われてしまう。それゆえ、経験的主観と先験的主観とが内奥においては一箇同一であって、意識野を共有するという目下の仮定的条件は必自然的である。)」 252-3P

(対話⑤)「難題というのは、先験的主観が意識野に属する意識内容に構成的能作を及ぼして対象像(すなわち経験的主観にとっての“客観的実在”)を構成するにあたり、すべての意識内容が“客観的実在”に化されてしまい、単なる主観的な意識内容(単なる表象的心像＝単なる認識形象)なるものが残留しなくなってしまうのか、つまり、認識形象と実在対象との区別がなくなってしまう後者(対象的実在)を前者(認識形象)のかたちで認識するということが成立しえない事態に陥りはしないか、この件である。もしも、経験的主観の内奥的意識作用と先験的主観の構成的意識作用とが別々であり、また、両者の意識野(意識内容界)が別々であるとするならば、その場合には、先験的主観が自己の意識内容をことごとく客観的对象相へと構成しても経験的主観にとっての意識内容はそのまま意識内容として残留

しうる。がしかし、当面の必然的な仮定的条件のもとでは、両主観の内奥的意識作用も意識野も一箇同一なのであるから、先驗的主観の対象化的構成作用が全意識野に及ぶかぎり、単なる意識内容(単なる認識形象)として残留する部分はなく、意識内容のすべてが“客観的实在”化されてしまう。そうなれば、経験的主観にとって、対象的实在と認識的内容との対比ということがそもそも成立せず、「認識」と「誤謬」との区別ということも存立しないことになる。そこで、このナンセンスを回避するためには、先驗的主観による対象化的構成は意識内容の一部分だけ(例えば第一性質の心像的観念だけ)に限定されるものとし、単なる意識内容として残留する部分を遺さざるを得ない。だが、この選択・選別は何を基準にしておこなわれるのか。また、特定意識内容だけに向けられたはずの構成的能作が意識内容全般に及んでしまわないような配慮が果たして保証されるか。論者たちの構制においては、或る種の対象を構成する能作が普遍・必然的であることを説こうとすれば、その能作が意識内容全般に対して普遍・必然的に構成的である旨を説かざるをえないのではないか。学史上の事実の問題として言うかぎり、客観的实在相、対象的实在として選別される基準は先行的に構成観念をなしている实在観・実相観であって、外在的な基準が“恣意的に”持込まれたものにすぎない。(尤も“恣意的”というのは原理的にみでのことである。既成の实在像にはしかるべき事由があり、いわゆる「第一性質」といわゆる「第二性質」との区別のごときも全くの恣意ではない。このことは、もとより、われわれも承認する)。そして、また先驗的構成ということの普遍・必然性を説こうとする論理は意識内容全般を捲添えにしてしまうのが実情である。惟うに、構成説の第二途の論理構制からすれば、選別的な対象化構成は恣意的にしか説けず、論理整合的には一切の意識内容が先驗的構成の結果“客観的实在”と化し、認識対象と認識形象との区別がなくなってしまうこと必定なのである。(カントの場合でいえば「知覚判断」の余地がなくなり、一切が「経験判断」になってしまう)。従って、ここでは“客観的对象”との区別における認識としての認識がそもそも成立しない仕儀に陥る。かくして構成説の第二途も詮ずるところ認識論的に無効である。」253-4P

**第三段落——「三項図式」ひいては「主観—客観」図式に代わるわれわれの構制の対自化**  
254-62P

(前項までのまとめ)「われわれは、以上、<三項図式>のもとで相補的・対立的に形成される認識論上の二大立場、すなわち「模写説」と「構成説」に関して、具象的な理説内容にこそ立入らなかったが、両者の基幹的構制そのものを検覈し、いずれの立場もさしあたり認識の「客観的妥当性」をめぐっては悖理に導くことを見定めておいた。」254P

(小さなポイントの但し書き)「尤も、われわれは、模写説および構成説が具体的な場面で提出している配備の若干については批判的に継承しようと図るものであり、決して両説を顛から閉脚して済ませる心算はない。この間の事情については、別稿「認識」[井上忠編『哲学』所収]、「カントと先驗的認識論の遺構」[拙著『事的世界観への前哨』所収]、「判断の認識論的基礎構造」[拙著『世界の共同主観的存在構造』所収]などを参看ねがえれば幸甚である。これらの別稿は、学説史上の具体的展開から遊離して強引に“基幹的構制”だけを剔出・批判した本節における行論の欠を幾分なりと埋めるものにもなっていると念う)。」

254-5P

(この項の問題設定) 「——旧来における認識論の両半球ともいうべき模写説と構成説とを併(とも)に悖理に導く淵源は両者が共通の前提とする「三項図式」「内在の論理」に存する。このことは行文を通じて既に明らかな通りである。認識論の新生を図るに当っては、それゆえ、何は措いてもまず「三項図式」ひいては「主観—客観」図式の超克が必須であり、そのためには「内在の命題」ひいては「各私性の命題」の克服が鍵鑰をなす。われわれは、実は、前篇を通じて、「三項図式」「主観—客観」図式、「内在の命題」「意識の各私性の命題」、これらを克服してそれに代わるべき構制を提出しているのであるが、茲でわれわれの構制を認識論上構案に即するかたちで対自化しておく次序である。」 255P

(対話①—「把握説」へのコメント) 「議論の順序として一言しておけば、「内在の命題」「意識の命題」が認識論にとって隘路をなすことは即自的にではあれ可成り早くから気付かれており、「意識作用」が謂うなれば「内界」を超出して「意識対象」と直接的な「能知—所知」の関係に立ち得るとする理説が折々に登場してきた。この理説は「知的直観」説の形をとることが多い。すなわち、認識主観には特別な能力が具っていて、この知的能力が感性(これは感覚器官を介して「受容的」に形成された「内なる与件」を所知とする)とは異なり、「外なる对象的与件」そのものを直観的(「じか」のルビ)に把握する旨を大抵が説く。とはいえ、「知的直観説」には限らないのであって、意識作用が対象(の表層?)を掴み取り、それを裡にもたらし意識内容たらしめると主張する荒唐無稽なものまで存在する。われわれとしては「意識作用」と「意識対象」との直接的な「能知—所知」関係を主張する理説を一括して「把握説」と呼ぶことにしたいのであるが、管見にふれるかぎり、論者たちは意識作用と意識対象とが直接的に関係する部面こそ認めても「意識作用—意識内容—意識対象」という三項性の構図そのものは崩さないのが普通である。但し、例外的には、意識作用と意識対象との直接的な関係をもっぱら主張し、意識内容なる項の存在そのものを否定するに及ぶものもある。が、その場合でも、能知的意識作用と所知的意識対象とを存在的に分断し、能知的所知=所知的能知の渾然の一体性を説くわけではない。(よしんばそれを説くとすれば、論者たちの場合、今度は誤謬の余地がなくなってしまう)。われわれはこの“例外”的な「把握説」にすら与みし難い。——われわれとしては、三項を存在的に截断する三項図式はもとより、二項を散在的に截断する「把握説」流の二項図式をも卻け、前篇にみたごとき「能知的所知=所知的能知」のフェノメナルな渾然の統一態に定位する。」

255-6P

(対話②) 「われわれはフェノメナルな世界現相における「能知的所知=所知的能知」の如実の統一態に定位するが故に、また、所知における「現相的所与」と「意味的所識」との二契機を“もの”化して自存視する錯認を根源的な場で防遏しつつ両契機の二肢的統一態に定位するが故に、能知と所知との存在的截断の上に立つ「主観—客観」図式、“もの”化せる所識と所与との截断に淵源する<三項図式>ひいては「内在の命題」、これら宿痾となっている旧来の「認識的世界」観の基幹的図式とはおよそ別異な地平に立つ。——われわれとしては、しかも、旧来の「認識的世界」観の基幹的図式から単に距離を設けるのではなく、前二節を通じて試みたごとく、当該の図式が何を如何に錯認することにおいて成立するかを由来に溯って別抉しつつ真実態を顕揚する。——われわれは、認識論上、「三項図式」「主観—客観」図式に立脚せる「模写説」「構成説」を卻け、新しい構案を提出する。」 256P

(対話③)「認識論上の新しい構案を対自化するためにも、認識論の課題と問題構制について、ここで若干なりとも把え返しておかねばならない。」 256P

(対話④)「認識論の課題は、一言でいえば、認識(割切には「認識的世界」)存在構造を究明することにある。が、そのさい、「認識」(真なる認識)とは何であるか、真なる認識が果たして可能であるか、それが可能であるとすれば如何にして可能であるか、認識は果たして間主観的に妥当するか、認識が間主観的に妥当するとすればそれは如何にしてであるか、この種の問題が重要契機として含まれる。(尚、われわれの場合、認識の歴史的・文化的・言語的な被制約性・相対性の問題、ひいては意識の権利根拠や限界決定の問題は、認識の間主観的成立構造論によっておのずと答えられる)。」 257P

(対話⑤)「ところで、旧来の認識論においては、整合説やプラグマティズムの真理観を措いて言えば、三項図式を背後的前提としつつ、「真理」(真なる認識)とは「意識対象」たる対象的実在の実相と「意識内容」たる認識形象との「十全的合致」に存するものと定義的に了解されてきた。しかしながら、<三項図式>~ 却けるわれわれにあっては、原理的な次元においては、この伝統的な真理概念はもはや妥当しえない。われわれは、真理観・真理概念そのものの更新を必要とする。」 257P

(対話⑥)「省みれば、旧来の認識論においても、認識の客観的妥当性(objective Gültigkeit = 客観との合致的妥当性)と並んで、即自的には、認識の間主観的妥当性(intersubjective Gültigkeit = 人々の間での一致的妥当性、この意味での「普遍的妥当性」)が大前提であった。認識の間主観的妥当性という問題が必ずしも常には顕在化しなかったのは、認識が客観的妥当的(旧来の“定義”からすれば、とりもなおさず、これは「真理」であることを意味する)であれば、その認識は当然にまた間主観的にも妥当的であると信憑されていた所以(「せい」のルビ)であろう。この信憑の基底には、認識諸主観の本質的同型性(isomorphism)という暗黙の了解がある。認識主観の本質的同型性という了解のあるところでは、認識の客観的対象が同一であるかぎり、当の対象に関する各主観の認識も同型=同一なるものとナチュラルに想定される。この点では、「模写説」であれ、「構成説」であれ、「把握説」であれ、同断であって、旧来の認識論は斉しく認識主観の本質的同型性を暗黙の了解事項にしていたと言うことができよう。——われわれとしては、しかし、果たして認識諸主観の同型性ということをアプリアリに前提しうるであろうか。われわれは認識の客観的妥当性を旧来の仕方(意識対象と意識内容との合致)で考えることができず、あまつさえ、認識主観のアプリアリな同型性を安直に想定することができないとすれば、われわれにとって、認識の間主観的妥当性(「果たして」、および「如何にして」)ということが深刻な大前提となって全面に登場する。われわれはこの課題に積極的に応えるべく要請されている。」 257-8P

(対話⑦)「われわれの立場から言えば、認識の間主観的な妥当性こそが認識の真理性の問題にとって要訣をなすものであり、認識の客観的妥当性を前件として認識の間主観的な妥当性を立論する旧来の方式は謂うなれば逆転させることを要する。けだし、認識が客観的に妥当するが故に間主観的に妥当するのではなく、逆に、間主観的に妥当する認識が物象化されて客観的に妥当する認識と見做されるというのが実態であって、「真理」とは原理的・第一次的にいえば、客観的に向妥当する認識ではなくして、間主観的に対妥当する認識(但し、この間主観性は対象的所知契機から截断されるものでないことは前篇三章で論

じたところである)にほかならない所以である。——われわれは嚮に、「模写説」であれ、「構成説」であれ、旧来の認識論が意識対象たる“客観的实在”と意識内容たる認識形象との同一性・模像的な合致を以って「認識」(真正なる認識)としつつも、そのさい“原像”たるべき“客観的实在”との“実相”なるものを理論内在的に規定することができず、既成観念をなしている“实在”観、“実相”観に恃(「たの」のルビ)んでいること、この事実を指摘しておいた。旧来の認識論においては“客観的实在”とその“実相”なるものが、直接的に確認されたものではなく(因みに、知的直観流の直接的「把捉」を強弁するのでないかぎり、「三項図式」や「内在の命題」という前提からして、客観的実相の直接的な確認は事の原理上不可能である)、詮ずる所、既成観念上の“实在相”を追認的に援用したものになりおわっている。では、当の既成観念になっている“客観的实在相”なるものはいかにして形成されたものであるか、知的直観といった特別な「把捉」能力に恵まれた者はいざしらず、人々は意識を超越せる「客観的实在」そのものを如実に覚知した経験はないはずである。それにもかかわらず、人々は“客観的实在相”について一定の既成観念を斉しく懐いている。この既成的な“实在像”はどこから得られたものであるのか。それは日常的ならびに個別科学的認識において間主観的に形成されている対象的实在像を受納したものにほかなるまい。さしあたり、事実の問題としていえば、一定の対象的实在像が間主観的な場で成立しており、人々はこの間主観的に承認されている対象的实在像との合致・不合致に即して認識の「真・偽」(客観的妥当性・不妥当性)を思念的に云々しているのである。客観妥当的認識として思念されているところのものは、間主観的に形成されている“客観的实在”像に向妥当する認識なのであり、帰するところ、間主観的に妥当する認識にほかならないのである。(この間の事情について後論において主題的に論考する)。——われわれは、ここにおいて、“客観的实在像”に限らず、一般に、認識なるものの間主観的形成、それがいかにして成立するかという一種の事実問題(quid facti)をも射程に収めて論究すべき所以となる。」258-9P

(対話⑧)「われわれは、しかし、認識の間主観的存立という事実を単に追認して自足しうる者ではない。われわれは認識の間主観的形成というこの事実が「如何にして可能であるか」、その存在構造と権利問題を問い返すこと、降っては、間主観的に形成されている既成観念そのものを認識批判的に討究すること、これをも課題の一斑とする。——茲でとりあえず、先の行文との脈絡上、次の一事だけは銘記しておかねばならない。それは、旧来間主観的に“公認”されている既成観念上の“客観的实在像”は狭隘にすぎ、それとの合致・不合致を以って認識の真偽を判別することは実際問題としても不可能だということである。旧来の「意識対象像」「客観的实在像」は、「外界」と「内界」との截断をめぐる経緯からして、知覚的に現前する事物的対象相を偶々“原姿”として名残りを留めている。(このさい、知覚的現前というのは視覚への現前に限られるわけでは勿論なく、他の感覚諸様相の協応にも俟っているのだが、事実上、視覚優位的になっていて、それで手に触知したさいの対象感が割合と強く協応している。この間の仔細は、“客観的实在”の実相的性質とされている所謂「第一性質」を惟れば容易に納得されよう)。旧来における「意識対象」像、「客観的实在」像は、端的に言い切ってしまうと、「知覚対象モデル」になっていることを指摘できよう。ところで、われわれは先には“客観的实在”への向妥当性と間主観的な対妥当性と

を単純に逆転させるかのごとき流儀で筆を運んだのであったが、しかし、認識の間主観的対妥当性の承認と“客観的実在”への向妥当性の承認とは外延を等しくするわけではない。間主観的に承認されている「こと」であっても、それは必ずしも「もの」の相(これですら「知覚対象モデル」での事物的対象相よりは広いのだが)へ物象化されているとは限らない。間主観的に対妥当するのは、元来は、判断事態的な「こと」であって事物対象的な「もの」ではない。なるほど、「こと」は不断に「もの」化される傾動にあるとはいえ、本来的には、間主観的に対妥当するのはあくまで「こと」なのである。「もの」の間主観的妥当というものは、「こと」の物象化に俟つものにほかならない。認識の真偽性もまずは「こと」(いわゆる対象の実相性はこれに契機として含まれる)に即して判定されるのであって、認識の真理性の問題を間主観的対妥当性の場面で定礎しようとするわれわれの場合、「判断事態モデル」とでも呼ばるべきものを導入し、「知覚対象モデル」に立脚する旧来の事物的対象をも判断的事態の構造的契機として位置づけ直す必要に迫られる。」 259-60P

(対話⑨)「顧みるに、旧来の認識論において「意識対象」たる“客観的実在”とされてきたものは、われわれの見地から言えば、フェノメナルな現相世界の構造的契機たる「意味的所識」を“もの”化しつつ「外界」へと括り出すことに俟って成立したものであるとはいえ、「意味的所識」のすべてが“もの”化されるわけではなく、“もの”化された意味的所識でさえそのすべてが従前“対象的実在”“実相”とみなされているわけではない。既成観念における“客観的実在”は“もの”化された「意味的所識」のうちの特定部分(「知覚モデル」に適う部分)にすぎないのである。われわれとしては、既成観念が客観的対象の“実相”とみなすものが所詮は思念(「ドクサ」のルビ)にすぎず、また、第一性質と第二性質といった“実相”と“仮相”との区別が相対的なものにすぎないことにも鑑み、「意味的所識」のうちの特定部分だけを特権化してしまうことはしない。われわれは「意味的所識」が間主観性をもつがぎり、そのすべてをまずは射程に入れる。そのことによって、また、われわれは判断事態的「こと」の契機たりうる全外延を勘案しうる所以となる。——ここで、敢て「三項図式」や伝来の真理観に仮託した言い方をするとすれば、われわれは“実在的对象”だけでなく、“もの”化された相でのイデアールな「意味的所識」全般、さらには、判断事態的「こと」の全般(これにはいわゆる「否定的事実」negative factのごときも含まれうる)を“意識対象”としつつ「対象」概念を拡充する。」 260-1P

(対話⑩)「われわれは、以上、当座の行論の展開にとって最小限必要と思われるがぎり、認識論の中核的課題を再確認し、旧来の認識論との構図的差異に即してわれわれなりの認識論的構案の一端を綴ってみたのであるが、実を言えば、われわれが積極的に立てる認識論の基本的構図は前篇における現相的世界の四肢的存在構造論のうちに骨格を提示してある。(尚、哲学の学理史的・時代史的な問題情況との関連における認識論の課題・案件については本書では立入ることを割愛する。この論件に関しては、別著『世界の共同主観的存在構造』の序章「哲学の逼塞情況と認識論の課題」、特にその第二・第三節を参看されたい。)——認識とは、決して単に能知的「主観」と所知的「客観」との各私的關係事象ではなく、また、所与契機と所識契機との単なる「等値化的統一」でもなく、現相的所知の第二契機たる「意味的所識」を媒介環とする本源的に間主観的な一存在である。そして、この間主観性が成立するのは、“認識主観”が人称的な「能知的誰某」とイデアールな「能識的或者」

との二肢的二重態であり、「所与的質料」に向妥当する「形相的」認識契機たる「意味的所識」と対他・対自的に対妥当せしめつつ間主観的に整型化することを通じて、人称的能知が間主観的に同型的な認識論的主観たる「能識的或者」相へと自己形成を遂げる動態的な四肢的連関に俟ってである。——われわれは今茲でこれらの提題を復唱してして前篇において提示しておいた構図そのものを再掲するには及ばないであろう。」 261・2P

(対話⑩)「われわれは、今や前篇において俯瞰した現相的世界の一般的存立構造が、認識としての認識の次元において如何なる相で具現しているか、「もの」的世界像に応ずる「知覚対象モデル」に代わるべき「こと」的世界観に相応しい「判断事態モデル」を提出しつつ、順路を追って積極的に見定めていかねばならない。」 262P

### HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 165 号」アップ(25/2/3)
- ◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年5月の末に1年余ぶりにリアップしました。
- ◆メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のIV. F[廣松ノート]  
<http://www.taica.info/hiromatunote.html>に『物象化論の構図』をアップしました。
- ◆「反差別資料室C」で、「B.「反差別原論」断章」に掲載していた原稿の内、反原発・反核問題に関説している論考を重複させて、「E.反原発・反核」にも掲載しました。最初の()内数字が、「E.反原発・反核」の通し番号、次の(8)以降の()内数字が、「B.「反差別原論」断章」の通し番号です。ちなみに、最後の数字は、所収している「反障害通信」の号数です。
- ◆『反障害原論——障害問題のパラダイム転換のために——』の校正を追加しています。  
[adbs-c4.pdf](#)

### (編集後記)

- ◆2月から月二で暫く続けます。今回はかなりの頁数になりました。読書メモの[廣松ノート]を一章分掲載しているからですが、次回まで章立てしますが、次々回から節立てにするので、分量を減らすことができます。合間に積ん読している読みやすい本の読書メモを入れていきます。
- ◆巻頭言は、前回の論考を受けた民主主義論です。長く、民主主義批判をしてきたのですが、反差別という地平から、根源的に民主主義をとらえ返したところでの民主主義論の展開です。
- ◆読書メモは、白井さんの本3冊目と『存在と意味』の5回目。『存在と意味』は第二篇に入りました。先が長いのですが、メモ草稿は、第三篇第二章第二節まで終えています。節立てにしているので、なかなか進まなくなります。じっくり構えたいと思っています。
- ◆兵庫県の知事選その後を追って、ぐちゃぐちゃの政治をときほぐしつつ、何が問題なの

かをとらえ返しています。そういうなかで、フジテレビ事件が起きました。「芸能界の闇」とかとらえられがちですが、テレビの総合的バラエティ化ともつながっていくのですが、わたしが主題にしている反差別論的には、性差別という観点からのとらえ返しになるのですが、それにしても、すべてのことが商品化される中で、性も、ひともモノ化される中での事件です。わたしとしてはそもそも、アイドル文化ということが理解出来ないのです。政治でも、「押し」とか意味不明の言葉が出て来て、「ふわっとした」ということに惹きつけられることや、まるで宗教的教祖のように政治家の嘘八百の虚言を信じ込むひとまででいる現実、ファシズム論ともリンクしてくのですが、きちんととらえ返したところでの批判の必要性を感じています。

◆読書メモの蓄積が増えていく中で、巻頭言が追いつかなくなってきました。今回は「コモンということ」。次々回は「四つの共同幻想——国家・神（宗教）・貨幣・人権」です。まだ、草稿も書いていません。この編集の後に書き下ろします。

◆[廣松ノート]は、『存在と意味』一巻から二巻には入り（いずれも再読）、その後は、廣松さんの運動論を挟んで、マルクス主義三部作の再読・読書メモ書きをします。その後は、『科学の危機と認識論』を読んで、『事的世界観への前哨』でノート割愛していたマッハ論を挿み、『相対性理論の哲学』を押さえます。その後『資本論』関係の著作と進みます。……。先は長く捕らぬ狸の皮算用ですが、宿題にもとりかからなければならないのですが……。

## 反障害—反差別研究会

### ■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

E メール [hiro3.ads@ac.auone-net.jp](mailto:hiro3.ads@ac.auone-net.jp) (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>